

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 21 年 2 月 20 日招集
第 8 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

議 事 日 程	1
審 議 結 果 等	2
一関地区広域行政組合議会定例会会議録	3
開会及び開議宣言	4
会議録署名議員の指名(阿部正人君・佐々木清志君)	4
会 期 の 決 定	4
施政方針の表明	4
組合行政に対する一般質問	6
神 崎 浩 之 君	6
1. 一関の地域包括支援センターを本来の姿について	
(1) 地域包括支援センターの本来の役割は何かについて聞きたい	
(2) 一関の地域包括支援センターの業務はどうかについて聞きたい	
(3) 第4期介護保険事業計画における地域包括支援センターの体制は、本来の目的どおり進んでいるのかを聞きたい	
2. 一関の介護サービス事業所の人材は確保されているのかについて	
(1) 介護職員について聞きたい	
(2) 看護職員について聞きたい	
(3) 介護支援専門員について聞きたい	
(4) 人材が確保されていない場合の広域行政組合の対応について聞きたい	
大 野 恒 君	13
1. 誰もが安心して利用できる介護制度へ 第4期介護保険事業計画の問題点について	
(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所希望待機者 689 人、うち要介護4・5は 399 人、今すぐ入所希望者 268 人。それに見合った施設整備が求められるが、事業計画に入らない理由について聞きたい	
(2) 介護保険滞納の実態をどう把握しているか聞きたい	
(3) 新年度から保険料を引き上げれば、払えない人がさらに増える。保険料を払えず、利用料も負担できないで、事実上介護保険からはじかれる低所得者への対策について聞きたい	
(4) 第4期計画では、基金残高が示されていない。なぜか、いくらかについて聞きたい	
(5) 基金は何に使うことを想定しているのか。適当な残高は、いくらと見込んでいるのか聞きたい	
(6) 平成21年度の保険料について、基金取り崩して保険料の引き上げを抑制したと言うが、その額はいくらか。保険料の引き上げをしないことにするには、基金をいくら取り崩しが必要か聞きたい	
(7) 平成22年度以降の見通しはどうかについて聞きたい	
(8) 介護職場の労働は劣悪で、厳しい条件で働かされている。実態をつかんでいるのか聞きたい	
(9) 政府は、介護報酬を3%引き上げるが、それで十分とは思えない。5%以上の引き上げのための国庫負担増を政府に求める考えはないか聞きたい	

- (10) 地域包括支援センターを直営から委託にする理由は何か聞きたい
- (11) 公的責任の放棄とならないのか聞きたい
- (12) 地域包括支援センター 7箇所は、面積・高齢者数でバランスがとれているのか聞きたい
- (13) 地域包括支援センターには、三職種が必要としながら、西部包括花泉地域と同じく平泉町の職員配置予定が二人で問題がないのか聞きたい

議案第 1号	一関地区広域行政組合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	17
議案第 2号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第 3号	平成 21 年度一関地区広域行政組合一般会計予算	31
議案第 4号	平成 21 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	31
議案第 5号	平成 20 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）	41
議案第 6号	平成 20 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	41
議案第 7号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	44
閉会宣言		46

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施政方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1号	一関地区広域行政組合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
日程第 6	議案第 2号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 3号	平成21年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 8	議案第 4号	平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 9	議案第 5号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
日程第 10	議案第 6号	平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案第 7号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1号	一関地区広域行政組合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	2月20日	原案可決
議案第 2号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2月20日	原案可決
議案第 3号	平成21年度一関地区広域行政組合一般会計予算	2月20日	原案可決
議案第 4号	平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	2月20日	原案可決
議案第 5号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)	2月20日	原案可決
議案第 6号	平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)	2月20日	原案可決
議案第 7号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	2月20日	原案可決

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成21年2月20日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成21年2月13日
告示番号 一関地区広域行政組合告示第2号
招集日時 平成21年2月20日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	神崎浩之君	3番	大野恒君
4番	海野正之君	5番	尾形善美君	6番	千葉啓志君
7番	石川章君	8番	牧野茂太郎君	9番	佐々木清志君
10番	阿部孝志君	11番	鈴木英一君	12番	千葉孝君
13番	伊東秀藏君	14番	藤野壽男君	15番	小野寺藤雄君
16番	木村實君	17番	岩淵一司君	18番	菅原啓祐君

欠席議員（なし）

職務のため出席した職員

事務局長	千條幸男	事務局次長	佐藤甲子夫
議事係長	八重樫裕之		

説明のため出席した者

管理者	浅井東兵衛君	副管理者	高橋一男君
副管理者	畠山博君	副管理者	坂本紀夫君
収入役	佐藤正勝君	広域行政組合事務局長	中里秀孝君
介護保険担当参事	阿部照義君	環境衛生担当参事	小野寺良信君
広域行政組合事務局次長	及川達雄君	環境衛生課長	菅原直君
介護福祉主幹	青山モト子君	介護福祉主幹	熊谷正明君
環境衛生主幹	石川二三夫君	環境衛生主幹	須藤久輝君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	大内知博君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第 8 回広域行政組合議会定例会

平成 21 年 2 月 20 日

午前 10 時 00 分 開 会

会議の議事

議 長（菅原啓祐君） ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年2月13日一関地区広域行政組合告示第2号をもって招集の、第8回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（菅原啓祐君） 受理した案件は、管理者提案7件です。

議 長（菅原啓祐君） 次に、管理者から平成21年度当初予算提案にあたり、平成21年度施政方針の表明方の申し出がありました。

次に、2名から、一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、3名から、議案に対する質疑通告書を受理し、管理者に回付しました。

議 長（菅原啓祐君） 小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書5件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議 長（菅原啓祐君） 一関地区広域行政組合議会会議規則第90条ただし書きの規定により、議員派遣を当職において決定し、実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議 長（菅原啓祐君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（菅原啓祐君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承を願います。

議 長（菅原啓祐君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（菅原啓祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第74条の規定により、議長において、

1 番 阿 部 正 人 君

9 番 佐 々 木 清 志 君

を指名します。

議 長（菅原啓祐君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

議 長（菅原啓祐君） 日程第3、施政方針の表明について、この際、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 第8回組合議会定例会の開会にあたり、平成21年度の施政の方針を申し上げます。

平成18年4月に一関地区広域行政組合を設立し、日常生活の結びつきが強い一関市、平泉町及び藤沢町のごみ及びし尿処理などの衛生事務、並びに介護保険事務の共同処理に努めてまいりま

した。

この間、組合運営も堅調に推移できましたことは、議員各位並びに関係市町住民の皆様の温かいご支援とご協力によるものと、深く感謝申し上げます次第であります。

今後におきましても、管内人口の減少及び高齢化の進行という時代の趨勢を踏まえ、広域行政事務を効率的かつ効果的に取り組みながら、一方では、きめ細やかなサービスの提供を行うため、構成市町とより一層の連携を図り、みんなで支え合い、ともに安心して生活できる環境整備を着実に進めてまいり所存であります。

組合の運営にあたりましては、住民の参画をいただきながら、絶えず開かれた行政に意を配し、住民福祉の向上のため、以下の施策を遂行してまいります。

まず、初めに衛生事務について申し上げます。

ごみ処理やし尿処理などを通じて、住民の生活環境の安定と向上を図るとともに、限られた資源の有効活用を促進する資源循環型社会の構築に向けて努めてまいります。

平成18年度から整備を進めてまいりました、大東清掃センター小規模ストックヤードが平成20年9月に完成し、一関清掃センター管内と同様に、プラスチック製容器包装の収集体制が整ったことから、組管内でのごみの分別収集について、4月から統一してまいります。

この実施にあたりましては、ごみの出し方・分け方テキストを、組管内の全世帯に配布するなど啓発、周知に努めてまいります。

指定ごみ袋の種類につきましては、廃棄物処理懇話会、さらに住民の皆様のご意見を伺うなど検討を重ねてまいりましたが、現行どおり一関清掃センター管内は1種類、大東清掃センター管内は5種類とし、継続してまいります。

ごみの減量につきましては、分別収集の徹底を図るほか、ごみ処理施設見学会の開催、環境学習指導員の配置、リサイクル講習会や廃棄物再生品の販売の実施など、構成市町と連携し、ごみの排出抑制、再使用、資源化の推進に努めてまいります。

粗大ごみ収集事業につきましては、公衆衛生組合連合会等と協議しながら、全地域で実施してまいります。

ごみ処理広域化につきましては、処理のあり方を広域的に検討する県南地区ごみ処理広域化検討協議会のなかで、実情と照らし合わせながら、その方向性を引き続き検討してまいります。

各施設の管理運営につきましては、国が定める排出ガス、水質基準等を遵守し、ごみ及びし尿の安定処理と施設の適正な維持管理に努め、地域の環境保全に資してまいります。

次に、介護保険事業の施策について申し上げます。

組管内では、急速に高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者人口の割合は、平成20年12月末現在、29.4%となっております。

特に、介護の可能性が高い75歳以上の後期高齢者の割合が増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されます。

このような状況を踏まえて、介護が必要になりましても安心して生活することができるよう第4期介護保険事業計画を策定したところであります。

策定にあたりましては、管内住民からご意見、ご要望を伺い、介護保険運営協議会を中心に検討を進め、高齢化率等の推移を参考にしながら策定してまいりました。

第4期介護保険事業計画では、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対応し、介護予防支援を効果的に行うため、地域包括支援センターの体制を充実してまいります。

また、住み慣れた地域での生活を維持したいという高齢者の希望にこたえるため、地域密着型サービスの推進に努めてまいります。

介護予防事業については、介護予防に関する関心が高まりを見せているところから、引き続き構成市町と連携を深めながら、効果的に実施してまいります。

介護保険料につきましては、給付見込額の増嵩により第3期計画より増額となっておりますが、介護給付費準備基金積立金を活用することにより、介護保険料を抑制したところであります。

以上、施策の主なものを申し上げましたが、事務の執行にありましては、絶えず行政サービスの向上と効率的、効果的な執行及び経費の節減に心がけるなど、常に住民福祉の向上を最大の責務とし、行政運営に努めてまいります。

また、構成市町との人事交流を積極的に行い、構成市町と協力体制づくりも推進してまいります。

生活圏、文化圏、経済圏を共有する一関市、平泉町及び藤沢町の行政サービスの一部を預かる者として、厳しさを増す財政環境にあるなかで、広域行政体の役割を果たすため、一層身を引き締め、誠心誠意事務を進めてまいります。

組合議会議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご支援を心よりお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。また、質問は通告に沿った内容であるとともに、回数は3回以内、時間は30分以内としますので、質問、答弁にあたりましては特に意を配され、簡潔明瞭に願います。

神崎浩之君の質問を許します。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） おはようございます。一関選出の神崎浩之です。

本議会におきましても一般質問の機会を与えていただきまして、先輩議員に感謝申し上げ、質問してまいります。

平成12年、社会保障制度改革のなかでも大きな改革でありましたこの公的介護保険制度であります。9年が過ぎました。保険者としましても3年ごとに立てなければならない介護保険事業計画ですが、いよいよ第4期の計画となりました。

私は、第1期の策定委員でもあったことを考えますと、この10年、実に感慨深いものであります。

当時の厚生省は、介護保険制度は不備な制度だけれども、走りながら改善していくのだというふうな話をしながら進めていったわけでございますが、現在も、老人ホームには100名もの待機者があって、ほとんどの施設は、また低所得者には入れない、そんな状況であります。また、在宅サービスのメニューにおきましても、国のメニューにはあるが、この一関地方にはないサービスがあったり、また、この就職難にありながらも、介護支援専門員どころか介護職さえも充足していない現状があります。9年たってもまだヒイヒイ、ヒイヒイ走りながら落ち着いていない制度のようであります。

そういうことを前提に、今回は一関の地域包括支援センターを本来の姿にと、ただしてまいります。

この地域包括支援センターであります。国も力を入れ、鳴り物入りで登場し3年がたったわ

けてございますが、この一関の包括支援センターのやり方は本来の趣旨にかんがみ、その目的を全うしているのでしょうか。

私も、制度の開始の初めの時期は、ある程度しょうがないなというふうに目をつぶってまいりましたけれども、ところが、3年たった今の今まで、私が期待した、そして国が期待した、県が期待した包括支援センターにはなっていないというふうに、私は思っております。

どうしてなのでしょう。

現場職員は真面目に業務を行っております。ストレスを感じながらもやっております。どこが悪いのでしょうか。広域行政組合職員が、またその幹部が、構成市町の財政なり部長なりが、金のかけないようにというふうに締めつけがあるのでしょうか。また、広域でやっているせいなのでしょう。

同じような合併をいたしました奥州市であります。もっとこの地域包括支援センターは機能しております。

私が今回、特に、心配しているのは、いよいよ平成21年度からこの地域包括支援センターが直営から民間委託について進んでいくということであり、奥州市の方は淡々と、着々と進んでおりますが、この一関については非常に危惧するところがあります。ということで、この国で考えました地域包括支援センターの本来の役割について確認をさせていただきたいと思っております。

まず、その予防プランであります。どうも他の市町村より一関の場合、予防プランの作成の業務が多いように思っております。それから、権利擁護、虐待、これもその役割に入っておりますが、いかがでしょうか。

続きまして、一関の地域包括支援センターの業務であります。本来の目的に対してきちんとなされているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

(3) 第4期介護保険事業計画でございますが、先ほど管理者の施政方針にありましたけれども、介護予防を進めるために、地域包括支援センターの体制を充実させていくということですが、委託の件も含めまして、本来の目的どおり進んでいけるかどうか、大変危惧するところでございますが、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

次に、大きな2点目でございますが、一関の介護サービス事業所の人材は確保されているのかであります。

テレビ等の報道で全国的に介護施設の職員不足が取りざたされております。ご当地ではどうなのでしょう。介護職員についてはいかがでしょうか。看護職員についてはいかがでしょうか。介護支援専門員についてはいかがでしょうか。

こういう人材が不足してきますと、東京の方では老人ホームがそのベッド数を削減せざるを得ないような事態になっているということ、この前、テレビでも報道されておりました。ただでさえ老人ホームの施設入所が待機という状況であるなかで、今後これからこの介護スタッフが少なくなっていくということであれば、そういう事態も当地方にも訪れてくるのではないかとということで心配しております。

そこで、確保されない場合の当広域行政組合の対応についてをお聞きいたしまして、この場からの質問とさせていただきたいと思っております。

ご清聴ありがとうございました。

議長(菅原啓祐君) 神崎浩之君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの神崎浩之議員のご質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターは、介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を続けることができるように、包括的に支援することを目的とし、平成18年度に当組合管内に2カ所設置いたしました。

地域包括支援センターの業務の推進にあたりましては、構成市町との連携を図りながら運営に努めてまいりました。

第4期計画期間にありましては、更なる高齢化の進行や独居高齢者の増加が予測されることから、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターの体制を充実することとしております。

また、介護サービス事業所の人材確保にありましては、当組合管内のみならず全国的にも厳しい状況にありますことから、介護報酬の改定により介護従事者の処遇改善が図られ、雇用の安定及び確保に資することを期待するものであります。

なお、具体につきましては事務局長から答弁をいたささせていただきますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、地域包括支援センターの本来の役割について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスを初め、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要であります。

地域包括支援センターの役割は、1点目といたしまして介護予防ケアマネジメント、2点目といたしまして総合相談支援、3点目としまして権利擁護、4点目としまして包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う機関であり、今後におきましても、高齢者を取り巻く各種サービス資源の連携を進めることが肝要であると認識をしております。

次に、一関の地域包括支援センターの業務についてであります。

現在、地域包括支援センターを2カ所設置し、業務を行っているところであります。

西部地域包括支援センターには、保健師2名、主任介護支援専門員1名及び社会福祉士3名を配置しております。東部地域包括支援センターには、主任介護支援専門員2名、保健師2名及び社会福祉士1名を配置し、合わせまして11名の職員数となっているところであります。

資格ごとの役割を整理いたしますと、介護予防のケアマネジメントは保健師、総合相談支援及び虐待への対応や権利擁護につきましては社会福祉士、困難事例を抱える介護支援専門員への支援など包括的・継続的ケアマネジメントにつきましては主任介護支援専門員となっております。

これらの専門職にありましては、それぞれの専門性を生かしながら、他職員と情報を共有し一体的に業務を進め、高齢者に対しまして継続的に効果的に支援を実施しているところであります。

平成20年4月から9月までの地域包括支援センターの取り組みの主な内容を申し上げます。

介護予防支援についてでありますけれども、委託を除く介護予防プラン作成件数は515件であり、1人当たりの作成数は32.4件となっておりますことから、地域包括支援センターでの中心的な業務となっております。

次に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援についてであります。後期高齢者や独居高齢者が増加し、高齢者を取り巻く状況も複雑化してきていることから、介護支援専門員が抱えるケースも困難な事例が増加してきているところであります。地域包括支援センターといたしましては、関係機関団体との連携を図る研修会や各種調査を行い支援してきたところであります。なお、介護支援専門員からの相談件数は93件であります。

次に、権利擁護・高齢者虐待についてであります。

各センターの担当地域が広範囲であるため、構成市町の高齢福祉担当課など関係機関と連携を保ちながら、その背景や原因を明らかにし、関係機関団体と協働して対処しているところであり、個別の相談件数につきましては、虐待に関する相談が22件、権利擁護に関する相談が5件となったところでございます。

次に、第4期計画における地域包括支援センターの体制は、本来の目的どおりに進んでいけるのかについてであります。

今後におきましても、独居で介護を必要とする高齢者や認知症傾向を持つ高齢者の増加が予想されるところから、在宅での介護や生活支援を必要とする人に対しまして、必要に応じて保健、医療、福祉などの多様な支援を行うことが必要であります。

第4期計画において、地域包括支援センターを高齢者のより身近に設置し、委託を基本とし、地域包括支援センターは2カ所を7カ所へ、専任の職員は11名から23名とし、地域ケア体制の構築に向けて進めてまいります。

続きまして、一関の介護サービス事業所の人材確保についてでございます。

介護サービス事業所の人材の確保につきましては、その実態の調査を行った経緯はございませんけれども、各種説明会や介護保険運営協議会におきまして、職員を募集しても募集人員に満たない、あるいは応募がないなどのお話をいただいておりますことから、有資格者の人材確保につきましては非常に厳しい状況であると認識いたしております。

一方、人材の育成や確保をするため、積極的にボランティアを受け入れたり、施設の内容を情報発信する事業所もありますことから、工夫は必要であろうと考えるものであります。

有資格者の人材の確保につきましては、サービス事業所の経営のあり方にもつながり、組合といたしましては有効な手だてが見つからないのが現状であります。2級ホームヘルパー養成研修へは地域包括支援センターの職員も講師として対応しており、今後におきましても人材育成に努めてまいります。

人材の確保にありましては、このたび介護報酬の改定がありましたが、同時に、介護職員を取り巻く環境が総体として向上することが人材の確保につながると考えるところから、住民を対象といたしました各種研修、講習会等におきまして、介護業務の社会的な理解を一層進めてまいりたいと考えるものであります。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 充実させて増やしていくということなんですね、地域包括支援センターね。ただ、むやみやたらに増やしていけばそれでいいのかというふうなことではないので、きちんと組合として、構成市町として地域包括支援センターというのを位置づけてやっていかないと、混乱ばかりが進んでいくのではないかなというふうに思っております。

さまざまな資料がいっぱいあるのですが、県内ですね。この一関の地域包括支援センターは非常に介護予防プランの作成の量が多いんですよ。ですから、その分、その業務に追われて、本来、地域包括支援センターの特異であります権利擁護、それから虐待、そういうものがおろそかになっているというふうに私は思っているんですね。ですから、先ほど、管理者が施政方針のなか、介護予防支援を効果的に行うために地域包括支援センターを整備するというふうな話があったんですが、本当は介護予防ということをどういうふうにとらえているのか聞きたいところが

あるんですが、もし間違った介護予防の考え方をしていれば、私が言ったような実態に陥ってしまうことがあるので、これについても心配なわけでございますが、質問に入りますと、この介護予防プランなんですけど、とにかく一関の包括支援センターは多いんですね。

ということで、私が持っている資料のなかにも、県内の介護予防プランの作成の数なんですけれども、県内の包括支援センターの予防プラン件数についてということに対して、0件から500件以上というふうにくくりがあるわけなんですけど、なんと一番多い500件以上やっている地域包括支援センターが県内に2カ所あるんですね。それがなんと一関西部と一関東部の包括支援センターだということでもあります。それだけ介護予防プランに追われている、ほかの仕事ができない。

さらに、その委託なんですけれども、自分のところで受けて、さらに自分のところでプランを作成しているということで、0件から、一番上が300件以上なんですけど、ここに、やっぱり、一関の西部が出ているということでもあります。

陸前高田市のように、地域包括支援センターは、みずから予防プランを作成しないで、それを指導するというような、非常に趣旨に合ったところもあるわけなんですけれども、逆に、地域包括支援センターに予防プランをいっぱいつくらせているのが一関だということでもあります。

この3職種についても8割以上、介護プランの業務量に占めているというふうな回答が出ております。地域包括支援センターの業務のなかで、予防プランに8割とられているのが一関の東部包括支援センターというふうなこともありまして、さまざまデータがあるわけなんですけれども、このデータのところに注釈で、特記して書いてあるんですよ。一関西部、東部というのがですね。いいような意味ではなくて名前が出ておりますので、私、本当に非常にくらしたわけなんですけれども、何でこういうふうな状況になっているのかお聞きしたいと思います。

そこで、次に、本来はこの地域包括支援センターの大きな役割であります権利擁護、それから虐待なんですけれども、これについて、きちんとやられているのかなと思うんですね。とにかく予防プランに追われていて、包括支援センターが権利擁護、虐待についてかかわっている暇がないよというデータがあるわけなんですけど、こういうような地域包括支援センターではこの地域の住民は救われませんよね。虐待というのは、例えば心理的な虐待とか身体的な虐待、介護放棄とか経済的な虐待とかいろいろあるわけなんですけれども、地域包括支援センターがこういう業務をできてない状況であれば、この地域のお年寄りも、虐待されても本当に泣いているだけだというような地域をつくる、地域包括支援センターに今なっているのではないかなというふうに思われますので、その辺の権利擁護、虐待についての取り組みについて、再度、内容についてお聞きしたいと思います。

それから、主任ケアマネジャーの業務なんですけれどもね、数多いケアマネジャーがいるわけなんですけど、この主任ケアマネジャーは、やはり、この方たちも予防プランに追われておりまして、ケアマネジャーの支援にはなかなか回っていけないようなところがあるわけなんですけれども、この件について再度、数量的なことがあれば、お話ししていただきたいなと思います。

いずれ、この一関の今の地域包括支援センターの、先ほど業務というのをお話しいただきましたけれども、介護予防プランについては、全体のなかで何割ぐらい行われているのか、全体の業務のなかで介護予防プランの業務というのは何割ぐらいなのか、それから包括的、継続的ケアマネジメント支援というのは全体の業務で何割ぐらいやっっているのか、それから権利擁護に関する業務というのは全体の業務のなかで何割ぐらいやっっているのかお聞かせをいただきたい

と思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、プラン作成、これが当組合では多いのではないかというようなお話でございます。地域包括支援センターの役割につきましては、前段でも申し上げましたが、そのなかに介護予防のケアプランの作成がございます。現状、高齢者の方々の重度化と申しますが、それらを抑制するというような、一つ大きな役目があるかと思えます。そういうことで、当組合のプランの作成につきましては、先ほども申し上げましたが、直営の分ですけれども、1人で32.4件というような状況になっているところがございます。これにつきましては、委託も行っているわけですけれども、その1人当たりの委託件数というのでしょうか、これらにつきましても制限があるわけございまして、どうしてもその分、直営でやらざるを得ないというような内容でございます。

そこで、このプランにつきましては、件数と申しますが、包括支援センターの職員の会議のなかでもいろいろ議論と申しますが、あるわけでございますが、地域に密着し、高齢者の生活上の課題を発見し、さまざまなネットワーク連携、他の業務ということになるかと思えますが、それらの業務を考えた場合、1人当たりのプランの作成件数はやはり30件では多すぎると、もっと、15件程度が適当ではないのかなというような、そういう話が出されているわけでございます。

このプランの作成につきましては、人口にかかわるわけでございますが、現在2カ所設置し、1人当たりの担当高齢者3,759名ですが、これが7カ所に設置した場合は1,798人ということになりますものですから、職員1人当たりの件数が少なくなっていくのではないのかなというように考えております。

それと、2点目の権利擁護、虐待についてはというようなお話でございます。先ほども件数につきまして申し上げましたが、議員ご承知のとおり、確かにそちらの方にはなかなか向いていないと申しますが、プランの方にどうしても追われがちというようなことでありますから、これから十分に、こちら辺は進めていかなければならないというようなことで考えているところでございます。

それと、それぞれの業務割合というようなことでございますけれども、具体的に何%というようなことは検証したことがございませぬけれども、やはり、プラン作成の方が多いのではないのかなというように考えているところでございます。

現在、2カ所でいろいろ業務をやって、これから体制を充実していくというようなことでございます。やはり、その体制を充実していくというなかには、これからより良い地域包括支援センターの業務を目指していくというような考えのもとで、今回、体制を充実したところでございます。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 正直に、なかなかそういう業務に向いていないということで、これからも一緒に作り上げていきたいなと思っております。

第4期について、委託が始まりますが、先に述べたように、その機能が発揮されるように、それから公平、中立な体制でつくらなければならないと思うんですね。その選定についてはどうふうに考えていくのか。これは委託にしても専任ですから、委託先の方は、例えば老人ホームのどこかに委託するという場合、その老人ホームの仕事をしてはだめなんですよ、専任ですか

らね。これは組合の業務でありますから。その辺について確認させていただきたいし、どういふふうにご依頼を考慮していくのか、教えていただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 委託の選定でございますけれども、まずこれは公募を行います。そして、その選定につきましては、内部の組織を立ち上げまして、そこでいろいろ確認をしていくわけでございますが、チェックするといいますか、9項目ほど考えております。今お話ありました中立性とか公正性を確保するというような要件も含めております。

以上です。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質問を終わります。

次に、大野恒君の質問を許します。

3番、大野恒君。

3番（大野恒君） 一関市議会、日本共産党会派の大野恒でございます。

通告のとおり、だれもが安心して利用できる介護制度実現へ、過日作成されました第4期介護保険事業計画の問題点について質問いたします。管理者におかれましては、簡潔明快な答弁をお願いいたします。

介護保険制度はことしの4月に、2000年の制度開始から10年目を迎えております。この間、社会保障切り捨ての構造改革のもとで負担増や介護取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く、高い保険料、利用料を負担しきれず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護現場の劣悪な労働条件の改善も急がれます。

たび重なる国の介護報酬引き下げにより、介護現場の労働条件は非常に劣悪であります。生活できる賃金、誇りとやりがいを感じられる労働環境の整備などが求められております。

そのようななかで、関係者各位の努力で第4期介護保険事業計画が作成されました。作成に携わった皆様に感謝申し上げ、労をねぎらいたいと思います。

この計画の問題と思われる何点か伺います。

介護保険制度の大きな問題の一つに、保険料は決められたとおりに払っているのに希望するサービスが受けられないということがあります。第4期事業計画のなかでは、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの入所を希望し、長年待っておられる待機者は、昨年8月調査のときで689人とこの計画書では述べております。そのうち、介護4と介護5と判定されている人は合わせて399人、今すぐ入りたいと希望している人は268人、また、ケアマネージャーや施設の相談員の判断で早急に入所が必要と判断される人が212人とされております。

私は、今、早急に268人分、あるいは212人分が入所できる施設整備が求められていると考えますが、それに見合った整備が事業計画には盛り込まれておりません。それはなぜでしょうか。この課題を解決する方向性も示されておりませんが、盛り込めなかった理由は何でしょうか。組合の管理者である浅井市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、先ほどの施政方針では、平成21年度は介護給付費準備基金積立金を取り崩して保険料引き上げを抑制したと述べましたが、新年度から保険料が引き上げられれば、払えない人はさらに増えるのではないのでしょうか。この4月から全国で介護保険料の見直しが行われようとしておりますが、約3分の1の自治体は基金を取り崩して引き下げ、または据え置きの方針だと言われております。一関地区広域行政組合の基金残高は、引き上げなしの据え置きが可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そこでお聞きしたいのですが、介護保険滞納の実態はどう把握されておりますか。基金残高の見込みはどのようになっておりますか。引き上げなし据え置きとするには基金をいくら取り崩す必要があるのか伺います。

次に、保険料を払えず利用料が負担できない、介護保険から引かれている低所得者への対策はどのように考えておられるか伺います。

次に、介護職場での労働は劣悪で、厳しい条件で働かされております。きつい労働に対して安い賃金、次々やめて補充が追いつかない職場があるとも聞きますが、行政組合管内の実態はどのようになっているか、つかんでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

政府は、この4月から介護報酬を初めて3%引き上げることにしました。しかし、それだけでは十分と思えません。私は、5%以上の引き上げのために、国庫負担増を政府に求めるべきと思いますが、管理者の考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、介護保険制度のなかで包括支援センターの役割は大きいと思うのですが、第4期計画ではこれまでの2カ所を7カ所にして、そして6カ所は直営事業から委託にするとされておりますが、委託にする理由は何なのでしょう、お聞かせください。直営で不都合な点があったのでしょうか、お尋ねいたします。

高齢者の生活を支える総合機関としての役割を果たし、だれもが安心して利用できる介護保険にするためには、公的責任で引き続き直営とすべきと思いますが、どうでしょうか伺います。

次に、包括支援センターを7カ所に設置した場合の担当する地域の職員配置と高齢者のバランスが取れているのでしょうか。職員1人当たり1,200人を担当するセンターと、同じく1人当たり2,400人担当するセンターもあり、2倍の開きがありますが、担当する地域の組み合わせや職員の配置の調整が必要と思いますが、どうでしょうか。

次に、包括支援センターには保健師と主任介護支援専門員と社会福祉士の3職種が必要とされておりますが、西部花泉包括支援センターと西部平泉包括支援センターの職員の配置、予定人員が2名となっておりますが、これで望まれるサービスと必要な業務をこなせるのでしょうか伺います。

以上、この場からの質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 大野恒君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 大野恒議員のご質問にお答えをいたします。

第4期介護保険事業にありましては、高齢化社会に対応するため、介護が必要になりましても尊厳を維持し、それぞれの状態に応じた日常生活を営むことができますよう、第1号被保険者、介護サービス事業者等のご理解を得ながら実施してまいります。

待機者への対応であります。高齢者の要望が強い地域密着型のサービスを中心に推進してまいります。

介護保険料であります。介護給付費の増加に伴い上昇することとなりますが、介護給付費準備基金を繰り入れ、上昇幅を抑制いたしたところであります。

また、後期高齢者や独居高齢者の増加に伴うさまざまな生活上の相談や介護予防支援等に対応するため、地域包括支援センターの体制充実を図ってまいります。

介護保険に係る国への要望であります。介護保険事業の円滑な推進に向けた財政支援等につ

いて、市長会等を通じて行っているところでございます。

第4期介護保険事業にありましても、給付と負担の均衡を図りながら、簡素で効果的な運営に努めてまいります。

なお、具体につきましては、事務局長から答弁をいたさせますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） それでは、私の方からお答えいたしますが、答弁の順番につきましては、恐れ入りますけれども、事前通告の順番ということでさせていただきたいと思っております。

初めに、介護老人福祉施設の待機者へ対応する施設整備についてでございます。

第4期事業計画期間中における介護サービスの指定にありましても、平成20年6月19日に介護サービス事業所に対して説明をいたし、同年9月26日及び29日に希望する法人を対象といたしまして、事業内容のヒアリングを行ったところでございます。その内容から、実現性を検討し、設置する地域、指定サービスの種類及び指定の年度を第4期計画に登載したところでございます。その内容につきましては、認知症対応型共同生活介護139床、小規模多機能型居宅介護50床及び特定施設入居者生活介護20床となり、合わせて209床の受け入れ枠となりました。

平成20年8月末時点の689人の待機者のうち、早急に入居が必要とされる方が212名となっております。この整備により待機者の解消が進むものと考えているところでございます。

次に、介護保険料滞納の実態についてでございます。

平成20年12月末現在の徴収率にありましても、現年度特別徴収につきましては100%、普通徴収の納期到来分につきましては83.8%、滞納繰越分にありましても10.2%となっております。前年同期と比較しますと、現年度特別徴収につきましては100%と同様であります。普通徴収分、滞納繰越分にありましても、徴収率は低下の傾向となっております。原因といたしましては、生活の困窮が大半を占めており、それは思わぬ病気やケガなどによる出費が考えられるほか、独居高齢者の増加も大きく影響しているものと考えているところであります。

次に、低所得者対策でございます。

第4期の介護保険料にありましても、第2段階は保険料基準額の乗率を0.65から0.5へ引き下げることとし、第3期と比較して年額で3,800円を減額いたしたところであります。また、介護報酬の引き上げにより、1割の利用者負担額も増加することとなりますので、高額介護サービス費を支給するほか、施設サービスの居住費や食費の一定額を助成する特定入所者介護サービス費を、生活保護世帯や非課税世帯等への支援を引き続き実施してまいります。

第4期計画への基金の積立額についてでございます。

平成21年3月末現在の介護給付費準備基金の残高見込み額でございますが、8億548万円程度となるのではないのかなということで考えております。

当組合における1カ月当たりの介護給付費であります。8億円程度で推移しておりまして、月によりましては3,000万円ほどの幅で動きを示しているところでございます。ご承知のとおり、介護給付費は、要介護認定者の増加や要介護度の重度化により上昇いたしますが、高齢者の体調の変化についての予測は難しいところであります。

国の制度につきましても、平成17年度の高額介護サービス費の自動更新のほか、平成20年度の激変緩和措置の延長など、介護保険事業計画策定時には想定できなかった介護給付費の増加があったところでございます。

これらを総合的に勘案しまして、1カ月分の介護給付費に相当する額につきましては、介護保

険財政の安定のため、必要であると考えます。

次に、平成21年度介護給付費準備基金の繰り入れ額と平成22年度以降の見通しであります。

第4期計画におきましては、介護給付費準備基金の取り崩し額は総額4億円を予定し、保険料の上昇を抑制したところでございます。取り崩し額を年度ごとに申し上げますと、平成21年度が2億416万3,000円、平成22年度につきましては9,638万5,000円、平成23年度におきましては9,945万2,000円を見込んでいます。

この介護給付費準備基金の繰り入れ額につきましては、2月4日開催いたしました介護保険運営協議会におきまして、少子高齢化が進行するなかにおいて、慎重であるべきではないかというようご意見をいただいたところでございます。

次に、介護保険料の引き上げなしにする基金の取り崩し額についてであります。

介護保険料を第3期と同額の基準月額3,496円でございますが、3,496円とするための基金の繰り入れ額を試算しますと、9億5,664万円程度の投入が必要であろうと思っております。

次に、介護職場の実態と介護報酬引き上げのための国庫負担にかかわる部分でございます。

介護職場の実態につきましては、保険者として、先ほど神崎議員さんの答弁にも触れておりましたが、保険者として調査した経過はございませんけれども、昨年の5月から7月にかけて開催いたしました介護保険住民説明会や、6月に開催した介護保険サービス事業所に対する介護保険説明会など等々の説明会におきまして、介護職場のさまざまな内容を伺っているところでございます。

その介護保険に係る国への要望でございますけれども、先ほど管理者が答弁いたしましたように、市長会等を通じて財政支援等について行っているところでございます。

次に、地域包括支援センターを直営から委託にする件でございます。

地域包括支援センターにつきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における総合的なマネジメントを担う機関といたしまして、平成18年度に創設されたところでございます。

介護保険法に規定されている包括的に高齢者を支援する機関として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメントの4事業を必須としておりますが、これまで組合直営の職員11名体制ですけれども、構成市町と連携を図りながら業務を行ってまいりました。

第4期介護保険事業を検討するにあたりまして、後期高齢者数や独居高齢者の増加に対応するため、地域包括支援センターを高齢者の身近な場所に設置し、生活上の多様な障害に取り組むため委託を基本といたしまして、地域包括支援センターの専任の職員を、現在の11名から23名にしようとするものであります。

なお、包括的支援事業につきましては、組合の共同処理する事務となっておりますことから、委託で設置いたします地域包括支援センターの活動につきましては、直営の地域包括支援センターにより、組合が適切に関与し、効果的な運営に努めてまいります。

次に、地域包括支援センターの設置箇所の面積、高齢者数によるバランス、職員等の配置についてでございます。

包括的支援事業にありましては、岩手県が策定いたしました両磐圏域地域ケア体制整備構想により、在宅での介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、必要に応じて保健、医療、福祉等の多様な支援によって地域で安心して生活できる地域ケアシステムの構築が一層重要になって

まいります。このため、直営の地域包括支援センター、委託で設置する地域包括支援センター及び在宅介護支援センターとの連携が欠かせない状況であり、それらを総合的に勘案いたしまして、生活圏域を基本として、高齢者数等によりまして職員配置予定数を計画したものでございます。

花泉地域及び平泉町に設置いたします地域包括支援センターの2職種の配置についてでございますが、原則的に一つの地域包括支援センターに3職種という考え方でありまして、2職種の職員配置を全く認めないということではなくて、地域の実情によりまして、介護保険運営協議会に協議の上、2職種が可能であります。花泉地域にありましては、在宅介護支援センターが3カ所、平泉町にありましては2カ所設置しており、現在、組合では高齢者の実態調査や相談業務を委託しており、それらを勘案したものであります。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 3番、大野恒君。

3番（大野恒君） 介護サービス、これは公的な責任でしっかりやるべき問題であるわけでありまして、包括支援センターはこれまでそれを直営でやっていたと。私、質問したのは、直営で何か不都合があったんだらうかなというところを改めてお尋ねいたします。

それから、この事業計画のなかで3職種必要なんだと言いながら2職種にして、責任をこれで全うできるのでしょうか。私は、おかしい、自己矛盾といいますが、大変失礼な表現でありますけれども、言っていることとやっていることが違うと言わざるを得ません。意見があればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、保険あって介護なしという施設への入所待ちです。この介護事業計画の50ページに沿って数字を挙げて質問いたしました。そして、施設整備をすると、200人ですか、整備を図るんだというお話でした。それで、待機者がなくなるのでしょうか。私はそうは思えません。今すぐ入りたいと強く思っておられる方が268人おられて、そのとおりだと、早く入所させないといろんな不都合があるという、そういう判断をケアマネージャーさんや施設の方で、そのように認めている待機者が212人もおられると。この方々は保険料を払っている方々なのであります。待機ということ、悲しいことですが、だれかが、そこに入っている方が亡くならなければ入れないという、それを待っていると、そういう話にもなるわけです。こういう状態を今すぐ解消しなければならないのだと、私は思うんですけれども、この施設計画、事業者が手を上げたからそこに当てはめてつくったというような趣旨の答弁だったようにも思うんですが、そうではなくて積極的に、これだけ必要だと、さらに一層社会が高齢化すると、これで不足なんだからどうしようかということを検討して、国にも県にも積極的に働きかけていくという取り組みが必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 包括支援センターの委託にあたりまして、今まで直営でやってきたと、それで何か委託にするのに不都合があったのかどうかということだと思っております。確かに、現在、直営でやっております。これを今回、23名に整備しようとする、これを直営ということになりますと、当然ながら職員が増える、対応するということになりますけれども、当然そういう場合、構成市町の方からの職員の出向をいただくというようなことになろうかと思っておりますが、現在、構成市町の方におきましては、それぞれ行政改革等々を推進しているなかでございますので、なかなか難しいものがあるかというように考えたところでございます。

次は、原則3職種、これを2職種で業務が全うできるのかというようなお話でございます。確

かにこの3職種を設置する場合には、それなりの基準があるわけでございます。ただ、その担当区域の、先ほども担当区域における高齢者数とか、あとは在宅介護支援センターの方とも、るる連携とっているわけでございますが、そういう連携を図りながら努めてまいりたいというように考えております。

それと、待機者の関係でございます。確かに、お話がございました早期に入所という方が212名です。うちの方で整備、4期に整備しようとするのは209床と、特養につきましては、事業所さんの方からはございませんでしたが、そういう小規模多機能等々を、要は選択の幅を広げながら、その209床のなかで対応していきたいと考えておるところでございます。確かに209床は、一気にできるものではございません。年度計画で推進するものでございます。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 通告時間に達しましたので、大野恒君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（菅原啓祐君） 日程第5、議案第1号、一関地区広域行政組合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由を申し上げます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第1号、一関地区広域行政組合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度からの介護従事者の処遇改善に伴い、介護報酬が改定されることによる保険料の急激な上昇を抑制するため、基金を設置しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 補足説明を申し上げます。

初めに、基金の概要についてであります。

昨年の通常国会におきまして、介護従事者等の人材確保のための処遇改善に関する法律が成立し、これを踏まえて平成21年度介護報酬改定率を3%増とすることが決定されたところでございます。

これにより、第1号被保険者の介護保険料も上昇することになりますことから、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金として積み立て、平成21年度から平成23年度まで、各年度の所要額を介護保険特別会計に繰り入れ、第1号被保険者の介護保険料の負担を軽減しようとするものであります。

なお、特例交付金の受け入れ、基金への積み立てにつきましては、議案第6号、平成20年度特別会計補正予算（第2号）に計上しているところでございます。

次に、条例の内容についてでございます。

第1条にありましては、設置の趣旨でございまして、介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、基金を設置するものであります。

第2条にありましては、基金として積み立てる額を、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額と特定したものであります。

第3条にありましては、基金の管理について、第4条にありましては運用益の処理について、第5条にありましては繰りかえ運用について規定するものであります。

第6条にありましては、基金の処分について規定しておりまして、第1号にありましては、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合とし、第2号にありましては、介護保険料の軽減に係る広報啓発、その他準備経費等の財源に充てる場合とするものであります。

第7条にありましては、管理者への委任を規定するものであります。

附則の第1項にありましては、施行日を公布の日からとするものであります。附則の2項にありましては、今般の国の特別対策が第4期介護保険事業計画の期間に限ることから、条例の失効日を平成24年3月31日とし、基金の残額の処理につきましては、国庫に納付するとするものであります。

なお、国から交付されます介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額であります。介護報酬改定に伴う介護保険料3%上昇分のおおむね50%及び軽減措置の実施に係る事務的経費といたしまして、合計8,224万3,000円を見込んだところであります。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 一般質問の介護のスタッフについて関連してくるわけなんですけれども、これよくよく見ていくんですが、名前が悪いなというふうに思っているんですね。介護従事者処遇改善というと、介護者の処遇を向上させるために基金をつくったということになるんですが、説明のとおりこの基金から直接、老人ホームの職員にお金いくわけではないんですね。介護報酬を上げて、その分、施設では給料も上げるだろうと、介護報酬上げると第1号被保険者の保険料にも跳ね返るからなということで、その分を穴埋めするということなんですよ。ですから、間接的なんですよ。ということで、そういう理解でいいのかどうかというのをもう一回確かめたいと思っているんですね。

それで、介護従事者処遇改善臨時特例ということなんですけれども、第6条の(2)に、(1)は介護報酬の改定ということでいいわけなんです、(2)の方は介護従事者の処遇改善に直接かかわらない広報啓発、それから電算システムにも使えるというふうに記載しているんですね。ここが、私、引っかかるところなんですけれども、ということで、こういうふうな条例をつくったというのは、国の方の組み立てのなかにそういうものがあつたからなのかどうか、それから、いや、私の方の組合では、事務経費にも充てるというようなことでこうなっているのかを確認をさせていただきたいと思います。できれば、(2)は私、削除していただきたいというふうに思っているんですが、その件についてお聞きしたいと思います。

また、これを、国の方がつくるに際して、こういうふうな組み立てをどうしてしたのかということも、もしわかっていれば教えていただきたいんですね。介護報酬は上げて直接、施設には介護報酬で入るわけなんですけれどもね、それがそこから先に一人一人の職員の方に、お金がいくかどうかというのはわからないわけなんです、こういうふうなやり方をした、直接、例えばこの基金のなかから職員の方に支出するような組み立てにしなかった、できなかった経過というのがもしわかれば教えていただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） それでは、この交付金の内容といたしますが、事務につきまして、まずご説明いたします。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金の事務にありましては、平成20年12月25日、厚生労働省から示された通知によりますと、第1号被保険者の保険料の軽減分に充当する財源としての基本枠のほか、広報啓発や電算処理システム整備などの事務的経費に充当する財源といたしましても、その他枠が示されたところでございます。この基本枠につきましては、地域支援事業を除いた給付費見込み額と高額介護サービス費の介護報酬改定に伴う増加分が算定対象となりまして、3年間の特例交付金総額は7,330万7,000円となっております。一方のその他枠でございますけれども、高齢者人口割1人当たり単価200円でございます。高齢者人口割のほかに構成市町分といたしまして、当組合は3団体でございますが、構成市町分75万円が加算されまして、893万5,000円となっております。

次に、第6条の第2号について、削除というふうなお話でございます。ただいま申し上げましたように、基本枠とその他枠の用途につきましては、特定されているものでございまして、枠ごとに第4期の計画終了時点においては精算することとなっておりますから、その他枠を削除しまして基本枠に取り込むということは制度的にできないこととなっております。

それと、今回のこの交付金でありますけれども、介護報酬改定に伴って保険料が上昇すると、その上昇を激変緩和するというような考えのもとで創設されたものと考えております。

以上です。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 国の組み立てのなかでそういう事務費に充ててもいいというふうなことの説明でありました。であれば、第1条に、介護保険料の急激な上昇を抑制するためということを書いてあるので、介護保険料抑制基金とか介護保険料上昇軽減基金みたいなことにしていただかないと、国なりこの組合でも介護従事者の処遇を改善するためにやるんだよみたいな、どうも錯覚にとられるような気がしますので、私は、このネーミングについては非常にこだわりたいところで、できれば（2）を削除して、それから名前を変えていただかないと賛成しかねないというふうにも思うんですが、ただ、受け取られる方からすると、神崎議員は介護従事者処遇改善臨時交付金に反対したというところしかいかないわけで、非常に、議員というのは難しいものだなというふうに思っているわけなんです。そこで、そういうことであれば、（2）の広報啓発のなかに、せっかくの介護従事者処遇改善というふうなことなのだとすることで、各介護サービス事業者にも、こういう趣旨でお金がわたるような方法、それから組合としての働きかけもやっていただきたいと思いますが、その辺、最後にお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 及川事務局長次長。

事務局長次長（及川達雄君） それでは、特例交付金のネーミングと、それから（2）の削除について、それから広報活動について、3点申し上げます。

一つ、ネーミングにつきましては、あとそれから広報費につきましては、一応国のその他枠ということでなっておりますので、そのとおり進めなければならないようになっております。

それから、事業者へのPRにつきましては、いろいろ事業等の説明会等がありますので、その折にPRしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） ネーミングの関係でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、資料が来ましてからお答えしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時36分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 大変失礼いたしました。先ほどの名称につきましては、国から示されておりました準則に基づきまして付したところでございます。

以上です。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第6、議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度から平成23年度までの介護保険料を見直しするなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 補足説明の前に、お渡ししております第4期介護保険事業計画の概要について申し上げます。

本計画の位置づけでございますが、第4期計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画として、厚生労働大臣が示す介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して策定するものであります。

また、第4期計画につきましては、第3期計画の策定に際して設定いたしました、平成26年度の目標に至る中間段階という位置づけとの性格を有しており、岩手県が策定します両磐圏域地域ケア体制整備構想と調和を図り、さらには構成市町の策定する高齢者保健福祉計画と一体のものとして作成しております。

それでは、事業計画の42ページのところをお開き願います。

第4章は、高齢者数などの将来推計についてでございます。

第1、高齢者数の推計のうち2の、第4期計画期間中の高齢者数の推計について申し上げます。
平成20年度と平成23年度を比較しますと、総人口は3,978人減少すると見込まれます。高齢者数は68人の増加、後期高齢者数は797人の増加が見込まれます。高齢化率は0.9ポイント上昇し、30.2%になると見込まれます。

44ページをお開き願います。

第3、要介護認定者数の推計のうち、2の第4期計画期間中の要介護認定者数の推計についてであります。

平成20年度と平成23年度を比較しますと、要介護認定者数は597人増加すると見込まれます。そのうち、要支援と要介護1の認定者が96人、要介護4と5の重度認定者が252人増加すると見込まれます。認定率は1.4ポイント上昇し18.9%になると見込まれ、介護予防サービスの充実により、重度化の抑制が重要になってくるものと考えられます。

46ページをお開き願います。

第5章は、第4期計画の展開についてであります。

第1、地域包括支援センターの設置のうち、1の設置方法等について申し上げます。現在、地域包括支援センターにつきましては、組合直営で2カ所設置しておりますが、高齢者の身近にあって介護予防支援や総合相談に対応するため、委託にて6カ所を設置しようとするものであり、平成23年度までの期間において段階的に設置してまいります。

48ページになりますけれども、4の委託設置予定年度であります。

設置の場所につきましては、生活圏域を単位とし、平成21年度は一関1、一関地区、真滝地区、舞川地区、弥栄地区を担当いたします。一関1と及び大東・東山地域、平成22年度は平泉町及び藤沢町、平成23年度は花泉地域及び千厩・室根・川崎地域を委託しようとするものであります。

職員の配置につきましては、高齢者人口5,000人ごとに、原則として保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士の3職種を配置することになります。

50ページに移ります。

第3、介護老人福祉施設の待機者のうち、1の平成20年3月末日現在要介護度別待機者数についてであります。

待機者総数は824人であり、そのうち要介護4及び5の方は399人であり、また、824人のうち在宅及び病院に入院中の方は424人であり、そのうち要介護4及び5の方は197人という結果であります。

2の平成20年8月末日現在要介護度別待機者数についてありますが、平成20年3月末日現在の待機者数をもとに、入所者等を除く689人の内容を調査したものであります。次のページの表の二つ目となりますけれども、早急に入所が必要とされた方は212人であり、そのうち要介護4及び5の方は107人、1年程度で入所が必要になるとされた方は156人であり、そのうち要介護4及び5の方は74人という結果であります。

54ページにまいります。

第6、介護サービス基盤の整備のうち、1の介護サービス基盤整備数、高齢者の受け入れ枠についてでございます。

高齢者が介護を要する状態になっても、適切なサービスを利用しながら、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、また、生活支援を必要とする高齢者が長期にわたり安定した生活が送れるよう、在宅での介護を支援するため、介護サービス基盤の指定整備

を計画的に進めるとしてございます。

(1) の認知症対応型共同生活介護につきましては、平成21年度が85床、平成22年度が54床の合計139床であります。(2) の小規模多機能型居宅介護にありましては、平成22年度25床、平成23年度25床の合計で50床となります。(3) の地域密着型介護老人福祉施設にありましては、平成22年度29床としておりますが、これは現在、県の指定を受けている介護老人福祉施設から29床を減少させ、新たに29床の地域密着型として組合指定する内容で、受け入れ枠が増加するものではございません。(4) の特定施設入居者生活介護でありますけれども、平成22年度20床、県の指定の予定であります。

以上によりまして、第4期計画期間における高齢者受け入れ枠にありましては、209床の確保となります。

2の各地域の整備状況につきましては、第4期の最終年度であります平成23年度末の整備状況であり、県指定の居住系サービスに地域密着型サービスを加えた合計は2,007床となり、高齢者人口に対する高齢者受け入れ枠の割合は4.86%となります。

以上の介護サービス基盤整備にありましては、介護サービス事業者からの整備内容を確認の上、介護サービス事業者の意向を勘案しつつ、各地域の整備状況を参考に行ったところであります。

56ページに移ります。

第6章は、第4期計画介護給付費見込み量についてであります。

第1の給付見込み額の推移のうち、1の給付見込み額の推移についてであります。

対前年伸び率で平成21年度は8.2%、平成22年度は5.4%、平成23年度は3.2%の伸びとなっております。平成21年度の伸びは、特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護等のサービスの増加によるものであります。平成22年度の伸びは、小規模多機能型居宅介護及び特定施設入居者生活介護等のサービスの増加によるものであります。平成23年度は伸び率が小さくなりますが、これは新たなサービスによる増加が収まることによるものであります。

2の介護サービス費の推移であります。

対前年伸び率で平成21年度は8.7%、平成22年度は5.6%程度の伸びとなります。ただいま申し上げました新たなサービスの増加によるものでございます。通所介護や訪問介護は、4%から5%程度の確実な伸びが予測されるものであります。

次のページになりますけれども、3の予防サービス費の推移についてであります。

対前年伸び率で平成21年度は7.2%、平成22年度、23年度につきましては4%程度の伸びとなっております。大きな伸びが見込まれるものは、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護でございます。介護予防通所介護や介護予防訪問介護は3から4%程度の確実な伸びが予測されるとしてございます。

61ページになります。

第6の第1号被保険者の保険料基準月額額の推計のうち、1の保険料総額の計算についてでございます。

保険料は、平成21年度から平成23年度までの各年度について、介護保険サービスごとの見込み量を算出し、総費用見込み額を算出し、第1号被保険者の保険料を設定するものでございます。

(3) の総費用見込み額は、計の欄の下段でございまして、(1) の標準給付見込み額に(2) の地域支援事業費見込み額を加えた338億1,254万8,018円となります。(4) の第1号被保険者負担分相当額は、そのうち20%とされ、67億6,250万9,603円となります。(11) の納付保険

料総額であります。が、(4)の第1号被保険者負担分相当額から(5)の調整交付金の普通交付割合と(6)の調整交付金見込み額の差を控除し、さらに(8)の基金繰り入れ額、給付費準備基金、介護従事者特例基金を控除し、(10)の予定収納率を加味した結果、62ページになりますけれども、53億2,580万42円となります。

2の1人当たりの保険料額についてでございます。

1人当たりの月額保険料額は、保険料段階を加味し所得に応じた被保険者数を算出し計算の結果、3,743円となります。

3の第1号被保険者の基準月額についてでございます。

平成16年及び平成17年の税制改正により保険料が急激に上昇することがないように、平成18年度、平成19年度に激変緩和措置を講じ、さらに平成20年度には、保険料上昇額の大きさ等にかんがみ、激変緩和措置を継続したところであります。

あわせて、既に税制改正から3年が経過しており、税制改正後に第1号被保険者になった方や税制改正の影響を受けなかった方にも配慮し、より細やかな保険料段階及び基準月額に対する割合を定め、特例第4及び5の区分を設定したところでございます。

第2段階にありましては、第1段階と比較して負担能力に大きな差が認められないことから、第1段階と同様の割合とするものでございます。

以上のことから、第2段階にありましては乗率を0.65から0.5へ、特例第4段階にありましては、第3期の第4段階対象者のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方に対しまして、乗率を0.9とするものであります。

第5段階にありましては、第3期の第5段階対象者のうち、本人課税で合計所得金額が125万円未満の方に対しまして、乗率を1.15とするものであります。

第3期の第5段階を第6段階とし、第6段階を第7段階とするものであります。

ただいま申し上げました区分及び乗率の見直しにより発生いたします負担軽減分につきましては、第1号被保険者全体の負担により賄われることとなりますことから、軽減前と比較しまして保険料月額が166円の増となり、下の表のとおり月額保険料は3,909円となります。

次のページになります。

介護給付費準備基金の繰り入れによる効果でございます。

第4期にありましては、給付費準備基金からの繰り入れ額を4億円といたし、その抑制効果は月額296円であります。

4の第1号被保険者の年額保険料についてでございます。

保険料基準月額3,909円に対しまして、0.5から1.5までの率を乗じ、年額の保険料を算出いたしました。保険料につきましては記載のとおりであります。これを第3期と比較しますと、第1段階にありましては2,500円の増、第2段階にありましては3,800円の減、第3段階にありましては3,700円の増、特例第4段階にありましては4,000円程度の増、第5段階にありましては5,200円程度の増、第6段階にありましては6,200円の増、第7段階にありましては7,500円の増となるものでございます。

5の介護従事者処遇改善臨時特例交付金についてであります。

特例交付金の概要につきましては、議案第1号で申し上げましたので省略させていただきます。ページの下を表をごらん願います。

この表は、介護報酬3%改定に伴います保険料月額でありまして、必要額の欄は国からの特例

交付金を含めない場合、負担額の欄は特例交付金7,330万7,000円を繰り入れた場合となっております。必要額の欄の保険料月額が113円となりますが、負担額の欄が58円となりますことから、差し引き55円が軽減額となります。

次ページになります。

この軽減につきましては、平成21年度から平成23年度まで段階的に行う方法と平準化して行う方法がありますが、介護保険料は基本的に定額制であることや、第1号被保険者の負担感を考慮いたしまして、平準化して軽減するものであります。

以上が事業計画の概要でございます。

続きまして、議案第2号の補足説明の方に入らせていただきます。

まず、初めに、参考資料の新旧対照表をごらん願います。

区分、対象者、乗率、保険料につきましては、ただいま概要のなかで申し上げましたので省略させていただきます。

改正後の保険料をごらん願います。

第4期計画の保険料につきましては、国から交付されます介護従事者処遇改善臨時特例交付金を繰り入れ、軽減を図ったところでございます。これが特例保険料の欄となっております。

その左側の保険料は、軽減する前のものであります。

次に、改正条例の内容について申し上げます。改正文の方をごらん願います。

第5条につきましては、軽減する前の保険料を規定するものでありまして、第1号が第1段階、第2号が第2段階、第3号が第3段階、第4号が第4段階、第5号が第5段階、第6号が第6段階、第7号が第7段階であります。

第7条及び第13条の改正文につきましては、引用条項や文言の整理を行うものでございます。

次、附則にまいります。

附則の第1条は施行日でございます。平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2条は適用区分となっております。平成20年度以前の年度分につきましては、従前の例によるものでございます。

第3条につきましては、特例第4段階に係る軽減前の保険料を定めるものでございます。そして第4条は、すべての段階における軽減後の保険料を定めるものであります。なお、保険料の改定率を第4段階、乗率1.00で申し上げますと、年額で4,900円の増、月額では408円ほどの増となり、11.7%となります。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） この条例改正のときの保険料率について、私の考えは、基金残高をもっと活用して引き上げを抑えるべきではなかったのかということです。総体的にこの計画書を見て、結果的に一番所得の低い段階の人、それに準ずる第2段階の人は若干、今までよりは下がったにしても、一番所得の低いところで2,500円も上がるというのは、やっぱり今の状況のなかでは大変な負担増になるということで、いわゆる生活保護受給者等もこういう形で負担をしなければならぬというのはどうかと。本当に低所得者に配慮したというふうに言えるのかどうかということが一番問題だというふうに思います。

そこで、介護給付費準備基金の繰り入れ、予算、平成21年度だけ見れば2億416万5,000円、そ

れから処遇改善臨時特例基金からの繰り入れが2,400万円、2億2,816万6,000円が入っています。

この繰り入れすること自体はいいわけですが、8億548万円、平成20年度末に残っている基金残高があります。これを引いても、5億7,700万円ほどの取り崩し後も基金残高があるということを考えますと、やっぱり、低所得者層に配慮するということを考えるべきではなかったかというふうに思います。

そこで、なぜそのことをいうかと言いますと、介護の現場で、今起きています状態というのは、大変なことが起きています。というのは、病院で寝たきりになって、管を通して経管栄養でいた人が退院を迫られて自宅で介護しているという方が結構出ています。ですから、そういう人方は、本当は施設に入れてきちんとした介護をしなければならないのに、もうはっきり言うと、どうなってもしょうがない、これ以上の治療はないのだから、家に帰って見てくださいということで、家族介護の方々にもものすごく負担になっている。そういう実態を見たときに、本当に必要な介護が受けられていないと言わざるを得ない実態にあるわけです。ですから、そういうことも考慮しながら、そういう人たちも、実はこういう負担を増やされるということになれば、本当に家族も大変ですし、本人も大変なわけです。だから、そういう実態に即してこの料金体系が組まれたものかどうか、もう国の基準だから仕方ないということだけでいいのか。というのは、保険者は組合でありますから、その保険者としての考え方がその基本のなかに示されるべきだというふうに思うんですが、その辺を管理者はどう指示をして、こういう計画、つくられたからこれでいきましょうということなのか、いや、何かもっと配慮できないのかということがそこにあってしかるべきだと、私は思うんですが、そのことについてお聞きしておきたいと思います。

それから、もう一つは、この計画によれば、平成23年度までの数字が先ほどの説明で、62ページ等で示されています。ところが、平成23年度までの第4期計画以降、そうすると軽減前に戻るということになれば、特例で安くしている部分がなくなって、もとに戻って高くなるというふうに受け取っていいのか、その辺が危惧される場所なんです。平成23年度までの軽減、特例保険料でいきますよというのはそれなりに理解できるにしても、ではその後はどうなるか、特例前に戻るとかという危惧があるわけですが、その辺もどういう考え方で臨んでいるのかお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、この第4期計画にかかわる条例ですので、その条例にかかわって、今国で介護認定の制度、判定ですね、コンピュータの判定に基づいてつくられるということですが、それが、介護度判定が以前より、コンピュータでやると軽度に判定されるというふうに、今、問題になっていますが、実際に当介護認定事業のなかで、国が示した82項目から74項目の判定基準を見直しているわけですが、それによって、結局軽度に判定されると、また介護に使う、被保険者が使う部分が軽減されてしまう、軽くされてしまうということになると、問題が生じるというふうに思いますが、その点をどう見ておるかお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 基金残高をもっと活用して引き上げを抑えるべきではないかというふうなことでございます。

まず、介護給付費準備基金の趣旨でございますけれども、本基金は介護保険事業計画実施期間における財政の均衡を保つために設置しておりまして、介護保険特別会計事業勘定決算の繰り越し額のうち、精算により国、県及び構成市町等への返還額を除いた第1号被保険者の保険料を積み立てたものであり、その用途につきましては、介護給付費が予算措置以上に増額となる場合の

緊急財源、あるいは次期計画への充当財源というものであります。

平成21年3月末現在の介護給付費準備基金積立金の予想額でございますが、8億548万円程度となると考えています。それらをすべて繰り入れし、引き上げ幅を抑制した場合におきましては、さらに297円の軽減となり、基準月額が3,612円と試算されております。

第3期計画にありましては、繰り入れ前の基準額3,756円のところを介護給付費準備基金3億6,000万円繰り入れいたしまして、260円軽減し3,496円に、第4期計画にありましては、繰り入れ前の基準月額4,205円のところを介護給付費準備基金4億円繰り入れをし、296円軽減し3,909円としたものであります。

当組合における1カ月当たりの介護給付費であります。8億円程度で推移しておりまして、月によりまして3,000万円ほどの幅の動きを示しているところであります。ご承知のとおり、介護給付費は要介護認定者の増加や要介護度の重度化により上昇いたしますが、高齢者の体調の変化についての予測は難しいところでございます。

国の制度につきましても、平成20年度の激変緩和措置の延長など介護保険事業計画策定時には説明のなかった介護給付費に関連するものがあつたところでございます。これらを総合的に勘案しまして、1カ月分の介護給付費に相当する額につきましては、介護保険財政の安定のため、必要であるものと考えております。

第3期計画にありましては、新たな介護予防給付が導入されるなどの制度改正があり、介護保険事業計画の策定がほぼ終了しました平成18年1月末に介護報酬が明らかにされるなど、介護給付費準備基金の積み立てにつながった経過がありますけれども、第4期計画にありましては、そのような要因はなく、要介護認定者の増加と介護サービスの指定を進めることにより、介護給付費は増加を続けるものと考えられ、第5期計画時における介護保険料の上昇幅について、今後、課題としなければならないと考えております。

以上のことから、第4期計画にありましては、基金4億円を繰り入れしたものでございます。

続きまして、軽減というふうなお話でございます。第2号の区分の方につきましては、先ほども申し上げましたように、乗率0.65から0.5に下げたところでございます。それと、第4段階のところでございますが、いわゆる激変緩和措置に該当している方につきましては、前は596人という人数でございましたが、今回は特例第4という大きなくくりになったところから、見込みとしましては1万2,454人という、そのように対象者の幅が広がったところでございます。また、第5段階につきましても、激変緩和措置に適用された方から今回第5段階というところに区分変更したわけでございますが、そのような方の対象者の人数が増えたところでございます。

それと、軽減が平成21年度から平成23年度、その後どうなるのかというふうなお尋ねだと思います。今回の条例での軽減につきましては、あくまでも介護報酬改定に伴っての国の特例交付金を活用した軽減でございまして、平成21年度から平成23年度まででございます。

もう1点、介護認定にかかわる部分につきましては次長の方から説明申し上げます。

議長（菅原啓祐君） 及川事務局次長。

事務局次長（及川達雄君） それでは、介護認定の見直し、平成21年度からなんです。この概要について簡単にご説明いたします。

一つは介護に要する時間なんです。平成13年度に設定したものですから、現在のものが反映されていないということで時間的な面の見直しを一つ行います。それから、もう1点ですが、非常に高齢化になってきてまして、認知症が多くなっているというような状況が出ております。こう

いったことで、認知症への重度の変更の見直し等々がありまして、先ほど、鈴木議員からもお話しあったように、調査項目ですね、一次判定の14項目を除外しております。そして、新たにそういった内容で6項目をプラスして、合計いたしますと82から74の調査項目になっております。そのなかで、項目を今までは7つの群というかに分けていたんですが、それを5つに分けまして、その項目ごとに調査項目の内容を整理しております。そういった現状で、実は、モデルとして一度、今年度やったわけですが、大きな軽減とかなんかは特に出なかったというような状況です。ですから、平成21年度、認定調査をしながらどういう傾向があるか注視していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） そこで、先ほど管理者にも聞いたつもりなんですけど、今の、大変な実態を管理者、副管理者を含めまして、自治体のその違いはあるにしても、現状をつぶさに見て、本当に介護が必要な方々が、即受けられるような保険制度だと我々は発足時にはそう思ったんですね。ところが、それがほとんど、今は、さっき言ったような実態で、昔なら施設に即入れる人たちが入れないで、自宅で経管栄養で、意識がないのにそういう介護をしなければわからないという実態のなかにあるということ、どのくらい認識されているか、また管理者としてですね、調査されたことがあるのか、その点だけお聞きしておきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 介護保険をちゃんと納めているにもかかわらず、なかなか思うような対応をしてもらえないといったようなご質問だったと思いますが、大変な実態だということでございます。これは、あとは、これ以上は回復がなかなか難しいという人が、先ほどのご質問のなかにはそういう人が出されるといったようなこともあると、こういうようなお話でありました。そういう実態もあるということはたまに耳にするところではあります。しかしながら、一方においては、今度は全部抱えるといいますか、対応していると、次の人がなかなか入ることができないということもあるやにも聞いております。そういう状況にもあるやにも聞いております。しかしながら、できる限り、すべて困っている人がそういう対応をしてもらえるような状況にあるということは一番望ましいことではありますけど、いろいろと問題、かなり大きな問題いろいろと含んでいるのでありますので、これらは今後、研究、話し合いを持とうと、いろいろとやっていかなければならない、このように思っております。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質疑は終わります。

あとお2人なので、一旦休憩して、お2人の質問は午後ということにさせていただきます。

それでは、午前の会議は以上といたします。

午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時21分

再開 午後1時29分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長からお願いを申し上げますが、質疑については、一関地区広域行政組合議会先例集第5章で、議案に対する質疑にあたってはあらかじめ議長に通告書を提出することとなっており、先に開催の議員全員協議会においてもお願いしたところでありますので、今後においては通告の上、質疑されますよう特にお願いを申し上げます。

4番、海野正之君。

4 番（海野正之君） 通告に間に合わなくて大変申し訳ないですが、議長におきまして特段のご配慮をいただきましてありがとうございました。

私は、議案第2号につきまして、これは介護保険料率の改定ということではありますが、それと現在、話題になっております花泉病院の活用に関して伺いをいたします。

介護保険料率算定に関しましては、先ほどご説明をいただきましたとおり、第4期介護保険事業計画のなかで、その需要予測をもとに詳細に検討がなされ設定されたものと考えておりますが、計画のなかで、現状の施設待機者のうち早急に入所が必要と見られる方々につきましては、おおむねその対応がなされるよう配慮されているということではありますが、ほとんどが後期高齢者の方々でありますところから、どのような体調の変化や居宅介護体制の状況の変化が生じるか、大変流動的な問題があるというふうに思うわけありますので、柔軟な対応が常に求められているものというふうに思います。

そのようななかで、報道によりますと、県立花泉病院の無床化計画に対しまして民間事業者から、その施設を有効に活用して医療と介護とを一体として施設運営に取り組みようとする提案がなされ、県としても内容をよく検討した上で、地元自治体ともよく協議をして前向きに対応したいというような旨話されておると仄聞いたしております。そのことが実現しますと、当組合管内の介護保険料算定の根拠としております給付見込み額の推計にも影響してくるというふうに考えられますが、県におかれましてもその影響について相当考慮される旨仄聞をいたしておりますが、私としては待機者の軽減を図っていくためにも、組合ご当局におかれましては、ぜひとも前向きに対応されるようお考えをいただきたいというふうに思うものであります。現在、条例として提案されております介護保険料に関して、どのような影響が出てくるというふうに予測をされるか、そしてまた、これに対する組合ご当局の対応について、どのようなお考えを持っているか伺いをいたします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 施設整備をした場合につきまして、保険料へ影響するという点につきましては、事業計画のなかでも申し上げてきたところであります。議員さんご指摘のとおりであります。

それで、第4期計画の策定までの経過でございますが、これにつきましても、事業計画のなかでも触れておりましたが、介護サービス基盤の整備については、去年の6月に管内のサービス事業者の方々に対しまして、保健サービス、第4期にかかわる部分について説明会を開催いたしました。

また、9月26、29日におきまして、第4期計画期間中に整備を希望する事業所から希望内容をヒアリングいたしまして、現在、お示ししている保険料になったところでございます。

それで、影響額というふうなお話でございます。この保険料への影響額につきましては、その実施時期がいつなのか、施設のメニューといいますか、サービス体系はどのようなものなのか、あとは定員が何名なのか等々が影響を及ぼす要素といいますか、になるわけでございますけれども、この花泉診療所にかかわります介護施設への転用といいますか、それらにつきましては、具体的な内容につきまして、何もうちの方で伺っていない状況でありますので、今ここで額を申し上げることはできない状況になっております。また、県側からの情報につきましても今現在入っていない状況にあります。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 4番、海野正之君。

4番（海野正之君） 答弁によりますと、そういう詳細な状況についてまだ知らされていないというようなことでありますが、ぜひとも、そういうような提案が具体的になされ、そして県との協議がなされる段階になりましたら、ぜひともこの地域の医療、介護の充実のために、ひとつ前向きに、ご当局におかれましてはご検討をいただきたいというようにお願いを申し上げます。以上です。

議長（菅原啓祐君） 海野正之君の質問を終わります。

5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 私も通告をしていないものでありますが、そういう意味で大変申し訳なく思っております。

この議案については、事務方から第4期の介護保険事業計画を説明をいただきながら、それが根拠でこういう保険料の改定になったのだということで提案がございました。

そこで、この計画の展開、第5章、第4期計画の展開というところのなかの第3、介護老人福祉施設の待機者ということで50ページ、51ページについてまず質問をさせていただきます。

50ページの2の枠の一番上の方には、平成20年3月31日現在の待機者は824名いらっしゃった。

その後、死亡や入所等でそこから減っていきまして、4カ月か5カ月後の平成20年8月では689名になりましたというふうに数値が記載されてあります。私はこれを見て、死亡や入所された等ということで数が減っていったという説明であります。それではこの減った135、死亡なさった方が何名いらっしゃって、入所が何名、その内訳を教えてくださいというのが、まず1点目であります。

それから、第2点目は、事業所の意見ということで、51ページの一番最後の枠に載っております。これで早急に入所が必要というのは212名ということで、事務局長さんが先ほど来、説明のなかで引用している数字がこれだと思います。ところが、ページ戻って、50ページの一番最後、入所の時期に関する意向ということで、今すぐ入所を希望、本人も、また介護なさっている方も含めてそういう意向調査では、268人が今すぐ入所したいんだというふうに述べておられます。事業所のケアマネージャーや施設の相談員の方の認識と、それから本人や家族の介護する方々の認識が、これは大きくずれるんですね。先ほど来、この保険料改定のなかでは、事務局長さんが説明しているのは、事業所の意見ということで212名であります。ところが、その下を見ていただきますと、判断がつかないという人数の方が235名もいらっしゃるんです。212という数字を抑えながらいろんな作業をなさろうとしたのではないかと推測されるんですが、それよりも多い235名の判断がつかない、この中身をどのように分析、またどのように調査をしていったのか、これについてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目は、私の前に質問をなさった海野さん、県立花泉地域医療センター無床化に絡んで、今は民間がそういう動きをしているということで、組合にも県にも具体的な動きはしていませんというお話でした。しかし、今の流れ、県の流れですと、本年の4月、あと1カ月半もたたないなかで花泉地域医療センターは無床、入院ベッドがなくなるという状況を迎えるわけです。それに対して、地元の方々がさまざまな動きをしている。医療ニーズなり介護ニーズなり、いろんなニーズがあるなかで動きをしているということでありますが、それでは4月以降、無床化になって民間が具体的にこういう事業をやりたいと、この介護保険の計画に絡んでこういう事業をやりたいということで申し出をなされた時に、やはり、それは早急に検討をし、事業を進めるのか、縮小

してやってほしいのか、全くこのなかでは無理ですよというのか、早急な結論づけをしていかないとだめだろうと思うんです。今、事務方としてその辺、民間の事業者からお話があった場合、どのくらいの期間でそういう検討がなされるものなのか、これ半年間必要なのか、1年必要なのか、それとももっと必要なのか、地元はできるだけ早くというそういう思いのなかで話をしてくるわけでありますから、その点でどのくらいの期間でそういうものが実現できるかどうか、見通しが立てられるかどうか、その点についてお話を伺いたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、135人の内訳ということでございます。これにつきましては、亡くなった方が51名、要介護状態でなくなった方が4名、既に特養に入所した方が79名、お1人につきましては、調査を拒否されたというようなところであります。

2点目の事業所の意見欄のところでは判断がつかないというようなことでありますけれども、これにつきましては、事業所への設問につきましては上の1、2、3という設問でやっております、どこにも記入がなかった方につきましては判断がつかないというようなくくりでやっております。そういうことで、状況につきましては、組合の方で考えている中身になりますけれども、本人とご家族とのご意見が違ったのかなとか、あとは身体状況が固定していればよろしいんでしょうけれども、そういう固定していなくて、かなり変動しているから1、2、3に組み入れることができなかつたのかなというように組合の方では考えているところでございます。

3点目の花泉の関係でございます。これの施設の活用につきましては、やはり、県の考え方が第一義ではなかろうかなというように考えております。そこで、地元の方々から具体的な申し入れ云々というふうなお話でございますけれども、現計画のなかにおいては、現計画のなかにそれを組み入れるという格好になるわけで、やるとすれば計画変更というような中身になるわけでございます。計画変更ということになりますと、収支の均衡といいますか、当然ながら給付費なり保険料なり、そういうところにも影響を及ぼすわけでございますので、今後の情勢を見極め、関係機関と協議しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

議長（菅原啓祐君） 5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 去年の3月と8月の調査時点で135名の方が減ったと、待機者の方々が減っていったという中身については、55名の方が死亡なんですね。あと4名の方が元気になったと、そうすると51名ですか。3分の1以上の方が、そういう介護をしていただきたい、そういう施設で介護されたいという方、全部が全部そうではないでしょうが、死亡でそういうことが受けられなかつたという可能性が大きいんですね。やっぱり、こういう現実是非常に大きいと思いますよ。

待機ということは待っていたんです。待っていた方が、4カ月、5カ月の間に51名も亡くなって、待機者の数から減った、数の上では減ったんです。その意味するものはやはり大きいということで、この介護事業といいますか、介護保険の運営には、非常に、私ども責任を持って当たっていかねばならないというふうに、私も含め、突きつけられるような数字だろうというふうに思いますので、どうか管理者含め事務方の皆さんも、こういう現実なんだよと、思いを持って亡くなった方がいっぱいいるんだというなかで事務を進めていただければなというふうに思います。

それから、この判断がつかないというのは、1から3に該当しないという方がここだと言っても、先ほど私が、前のページの一番下の枠のなかで、今すぐ入所したいという方は268名もいる

んです。そういう要求をケアマネージャーや相談員の方にしているはずなんです。この数字と、こっちの212という数字が、その方の状態を見て合わないというのはわかるんですが、235人も判断がつかないという数字は、ちょっと分析するにはあいまいすぎるのではないかなというふうに思います。今後、こういう調査を、恐らくこの計画を立てる3年に一遍とか、そういうなかでやられている以外にも毎年なさっているかと思います。どうか、もう少し詰めた、現状をきちんと把握できるような分析をしていただきたいものだというふうにお願いをしますけれども、していただけるかどうか、前向きなお答えをいただきたいと思います。

それから、最後は、県立花泉地域医療センターの関係であります。慎重に対応してまいりたいということなんですが、地域の方々は、もしそういう動きが出たときは、やっぱり早急に対応してもらいたい。地域の方と役所、組合、県の対応がずれていたのでは、今回の無床化でいろんな問題が出ております。同じようにその対応方については問題になってくるかと思います。ぜひ、早急な対応をしていただいて、そういう無床化という危機に対応できるようにお願いをしていただきたい。これは事務方が今のうちからできるものではないと、管理者なりの方から事前に準備しておけよという指示があって初めてできるものではないかと思われるので、管理者のお考えをお聞きして終わりにしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず1点、51名の方がお亡くなりになったと、サービスが受けられないというような内容でございます。確かに、施設整備ということになりますと、やはり、給付費、保険料等に直結と申しますが、反映、影響があるわけでございます。そういうことで、均衡等を図りながら、今後におきましても進めてまいりたいと思います。それと、アンケートの方法と申しますが、もう少し把握できるような内容にしてはというようなお話でございますけれども、これにつきましては、その都度その都度内容等を検討しているわけでございますが、よりわかりやすいと申しますが、そのようなものに変えていきたいと思っております。

私の方からは以上です。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 花泉地域医療センターの問題でございますけれども、まずこれは第一義的には、県でしっかりと方針を定めていただきたいと、県でどういう方針になるのか、報道等によればいろいろとあるようでございますけれども、まだ、その辺につきましては組合には何ら連絡がないということでございますので、今のところ対応しようがないと、次をどういうふうにするかであるのかもよくわかっていないと、こういう状況であります。例えばの話でございますけれども、もし今いろいろとお話が出ておりましたように、民間に管理とか、あるいはそういったような、老人ホームとかそういったようなことになるとということに決まるとすれば、それは当然、できる限り早く対応しなければならぬものと、このように思っております。

議長（菅原啓祐君） 尾形善美君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立多数。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(菅原啓祐君) 日程第7、議案第3号から日程第8、議案第4号まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第3号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を25億9,550万円と定めようとするものであります。また、一時借入金の最高額は1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出は第1表のとおりで、議会費131万9,000円、総務費3,712万2,000円、衛生費17億9,978万円、公債費7億5,427万9,000円、予備費300万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金22億8,517万6,000円、使用料及び手数料2億3,975万5,000円、財産収入2,164万9,000円、寄附金1,000円、繰り入れ金4,810万8,000円、繰越金1,000円、諸収入81万円を見込みました。

次に、5ページをお開き願います。

議案第4号、平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を110億300万円、またサービス勘定につきましては7,115万3,000円と定めようとするものであります。また、一時借入金の最高額は8億円といたしました。

まず、事業勘定について申し上げます。

8ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、総務費2億4,999万3,000円、保険給付費104億7,011万9,000円、基金積立金142万円、地域支援事業費2億7,716万7,000円、公債費130万円、諸支出金200万1,000円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、6ページとなりますが、保険料17億1,389万円、分担金及び負担金16億662万4,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金26億4,808万6,000円、支払基金交付金31億7,896万9,000円、県支出金16億2,546万円、財産収入142万1,000円、繰り入れ金2億2,816万6,000円、繰越金1,000円、諸収入18万3,000円を見込みました。

次、10ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別歳出は、サービス事業費6,815万2,000円、諸支出金1,000円、予備費300万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、9ページになりますが、サービス収入7,103万7,000円、繰り入れ金1,000円、繰越金1,000円、諸収入11万4,000円を見込みました。

以上、2件につきましては、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 議案第3号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び議案第4号、平成21年度一関地区広域行政組合特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

初めに、一般会計予算であります。

予算書13ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目総務費分担金は、一関市9分の7、平泉町、藤沢町にありましては各9分の1の負担となっております。2目衛生費分担金のうち1節衛生総務費分担金は、均等割10%、人口割90%であり、2節火葬場費、3節ごみ処理費、4節し尿処理費の分担金にありましては、均等割10%、利用割90%となっております。

2項負担金、1目建設事業費負担金にありましては、旧組合の地方債の償還に係る負担金であり、統合前の負担割合としております。なお、現組合で整備いたしました大東清掃センターのストックヤード建設等に係る地方債の償還分は、人口割といたしております。

1款の総額に占める構成団体の総額及び構成割合は、一関市が19億7,922万円、86.6%、平泉町が1億2,838万3,000円、5.6%、藤沢町が1億7,757万3,000円、7.8%となります。

14ページになります。

2款1項2目火葬場使用料であります。1節約山斎苑は延べ1,280件、2節千厩斎苑にありましては延べ955件を見込んだところであります。

2款2項2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては、家庭系、事業系一般廃棄物等計8,509トン、粗大ごみ収集分3,100個を見込みました。15ページになりますけれども、2節大東清掃センター手数料にありましては、家庭系、事業系一般廃棄物等計2,860トン、粗大ごみ収集分2,400個を見込んだところであります。3目し尿処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては5万7,000キロリットル、2節川崎清掃センターの手数料は3万3,750キロリットルを見込んだところでございます。

3款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入にありましては、旧伝染病隔離病舎の岩手県への貸し付け、その他電力柱、電話柱等の敷地貸付収入であります。

3款2項2目物品売払収入は、資源物や再生品の売払収入であります。

16ページになります。5款1項1目財政調整基金繰り入れ金にありましては、繰り入れ後の基金の残高を5,400万円ほど見込んでおります。

17ページになります。

国庫支出金、組合債の二つの款につきましては、大東清掃センターストックヤード整備事業が完了したことに伴い、廃款としたものであります。

歳出に移ります。

18ページをお開き願います。

1款1項1目組合議会費にありましては、議員報酬、議会事務局に係る事務経費等であります。

2款1項1目総務管理費にありましては、説明欄の一番上の丸印、個人情報保護審議会委員、二つ目の丸印、個人情報保護・情報公開審査会委員の報酬は、それぞれ7名分であります。

2款2項1目監査委員費にありましては、監査委員報酬、監査委員事務局に係る事務経費であります。

3款1項1目衛生総務費であります。説明欄、丸印、衛生総務費のうち、軽自動車購入費につ

きましては、公用車1台を更新するものであります。

次、20ページに入ります。丸印、ごみ減量化対策費のうち、ごみ収集カレンダー印刷につきましては、毎年、組合管内全世帯に配布し、ごみ収集日の周知を図るものでございます。

21ページになります。

3款2項火葬場管理費、1目釣山斎苑管理費、13節委託料にありましては、施設運転管理委託等14業務であり、15節工事請負費にありましては、火葬炉設備補修工事等であります。2目千厩斎苑管理費、13節委託料にありましては、施設運転管理委託等16業務、工事請負費にありましては、火葬炉設備補修工事等であります。

3款3項1目一関清掃センター費であります。

22ページをお開き願います。

13節委託料は、ごみ焼却施設運転管理業務等13件、リサイクルプラザにあっては受入手選別等業務18件、ごみ収集運搬にありましては、燃やすごみ、燃やせないごみ、資源ごみの業務委託であります。15節工事請負費にありましては、ごみ焼却施設の定期補修、排ガス処理施設定期補修、リサイクルプラザにありましては、プラント機械設備整備、破碎機整備に係る工事であります。

23ページになります。

2目大東清掃センター費、13節委託料は、平成20年9月に完成しました小規模ストックヤードにおけるプラスチック製容器包装の受入手選別業務等18件であり、リサイクル施設にあっては施設運転管理等10件、ごみ収集運搬にありましては、燃やすごみ、燃やせないごみ、資源ごみの業務委託であります。15節工事請負費は、ごみ焼却施設の定期補修工事、リサイクル施設にありましては、施設補修及び憩いの広場整備に係る工事であります。

3目舞川清掃センター費、24ページになりますが、4目花泉清掃センター費、5目東山清掃センター費にありましては、埋め立て処分地に係る管理経費でございます。5目東山清掃センター費の下段、ごみ処理施設整備費にありましては、歳入で申し上げましたとおり、大東清掃センターストックヤード整備事業が完了したことから、廃目といたしたところであります。

次に、3款4項し尿処理費、1目一関清掃センター費にありましては、第1及び第2し尿処理施設管理運営経費であります。25ページの11節需用費にありましては、処理薬品等消耗品2,415万1,000円、電気料の光熱水費5,464万円、破碎機、各種ポンプの修繕料1,389万4,000円等であります。13節委託料にありましては、貯留槽清掃、脱水汚泥等廃棄物処理等に係る16件分であります。15節工事請負費にありましては、機器交換補修、脱水装置改修等の工事であります。

2目川崎清掃センター費、11節需用費にありましては、処理薬品等消耗品が1,963万7,000円、電気料の光熱水費2,384万1,000円、修繕料518万2,000円などであります。13節委託料にありましては、脱水汚泥等廃棄物処理、水処理活性炭再生業務等16件であります。15節工事請負費にありましては、施設機器補修等の工事であります。

26ページにまいります。

4款1項1目公債費の元金にありましては、ごみ、し尿、火葬、最終処分場整備に係る地方債の償還金でありまして、平成21年度末の未償還元金は27億355万9,000円の見込みとなります。詳細にありましては、34ページに地方債の現在高に関する調書でお示しをしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、介護保険特別会計事業勘定予算について、申し上げます。

37ページになります。歳入であります。1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料にありまし

ては、被保険者3万6,600人分、2節現年度分普通徴収保険料にありましては、4,300人分を見込んだところであります。

2款1項1目介護保険事業費分担金にありましては、構成市町からの分担金であります。その割合につきましては、1節介護給付費分担金は高齢者人口割10%、給付割90%、2節地域支援事業費分担金は高齢者人口割のみ、3節事務費分担金は均等割10%、高齢者人口割90%となっております。

2款の総額に占める構成団体の総額及び構成割合は、一関市が13億8,659万1,000円、86.3%、平泉町が9,667万9,000円、6.0%、藤沢町が1億2,335万4,000円、7.7%となります。

38ページをお開き願います。

4款1項1目介護給付費負担金の1節現年度分ではありますが、在宅系にあっては保険給付費の20%、施設系は15%を見込んだところであります。

4款2項国庫補助金、1目調整交付金にあっては、標準保険給付費の7%ほどを見込んでおり、2目介護予防事業費交付金にあっては、介護予防事業費の25%、3目包括的支援等事業費にありましては、包括的支援事業費の40%を見込んだところであります。

5款1項1目介護給付費交付金にありましては、保険給付費の30%、39ページになりますけれども、2目介護予防事業費交付金にありましては、介護予防事業費の30%を見込んだところであります。

6款1項1目介護給付費負担金は県負担分であり、保険給付費の在宅系12.5%、施設系17.5%を見込んだところでございます。

6款3項1目介護予防事業費交付金は、事業費の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金にありましては、事業費の20%を見込んだところでございます。

40ページに移ります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰り入れ金及び8款3項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰り入れ金にありましては、いずれも介護保険給付費等に基金を取り崩し、繰り入れしようとするものであります。介護給付費準備基金の平成21年度末残高は6億131万円ほどを見込んでおります。

歳出にまいります。

42ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費ではありますが、説明欄の一番上の介護保険運営協議会委員報酬は、15人で4回の開催を見込んだところでございます。説明欄の下から4行目、派遣職員給与費負担金にありましては、平泉町からの職員1名分の人件費であります。

1款2項1目賦課徴収費、13節委託料にありましては、特別徴収開始通知書など作成委託であります。

43ページとなります。

1款3項1目認定審査費にありましては、説明欄一番上の介護認定審査会委員報酬は75人分、年間延べ220回の審査会を見込んだところであります。

2款1項1目介護サービス費は、要介護者に対する給付分であります。2目介護予防サービス費は、要支援者に対する給付分であります。3目審査支払手数料にありましては、国民健康保険団体連合会への審査委託料で、延べ16万7,368件を見込んだところでございます。4目高額介護等サービス費は、利用者負担額が一定額を超えた場合、給付するものでございます。

44ページになります。5目高額医療合算介護サービス費にありましては、平成21年度の新設科目であり、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために給付する額を見込んだものであります。6目特定入所者介護サービス費にありましては、食費、居住費について、所得に応じた負担額を超えた場合に給付する低所得者対策分となっております。

3款1項1目基金積立金にありましては、説明欄記載の二つの基金から生ずる利子相当分であります。

4款1項1目交付金事業にありましては、介護予防事業として構成市町へ委託し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上事業等を予定するものであります。

4款2項1目交付金事業費にありましては、西部、東部包括支援センターに係る経費であります。45ページ、説明欄一番上の包括的支援事業委託料にありましては、高齢者の実態把握等を在宅介護支援センター等21カ所に委託するものであり、また、包括支援センター委託料にありましては、今年度新たに包括支援センターを2カ所委託しようとするものであります。下から2行目の任意事業構成市町委託料につきましては、家族介護者支援、介護用品の支給、配食サービスなどを委託し、実施しようとするものであります。

46ページの最後の財政安定化基金拠出金にありましては、県が設置しております安定化基金への拠出金でありますけれども、今年度の拠出金は予定されないことから廃款としております。

サービス勘定の方にまいります。

56ページとなります。

サービス勘定は、地域包括支援センターの予防給付に係るサービス事業で、ケアプラン作成等に係る経費となっております。

歳入でございます。1款1項1目介護サービス計画費収入であります。作成件数1万6,977件のうち、直営につきましては7,642件を見込んだところであります。

次に、歳出になります。

57ページでございます。

説明欄2行目の介護予防支援員は、ケアプランの作成業務に当たるものでございます。なかほどに、介護予防プラン作成委託料でございますけれども、委託料は地域包括支援センターにおいて直営で計画するほか、管内居宅介護支援事業所に介護支援計画の作成を委託するもので、9,335件ほど見込んだものであります。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 最初に、議案第3号の一関清掃センター、大東清掃センターに係るごみ処理の件で伺いたいと思います。

この委託業者の従業員の人数と業務範囲の違いについて伺いたいと思います。

一関は、リサイクルの分、その機械の運転は正職員で焼却施設については委託業者13人とされていますが、この場合、指揮命令系統はどういう形の運営になさっているのか伺いたいと思います。

大東はごみ焼却が15人で、これは全部委託業者とされています。6人の正職員はそれぞれの事務処理、受付等の管理の仕事になっているとされていますが、そこで一つは、分別収集の徹

底によって焼却のごみの量が減少しているのではないかというふうに思われますが、その動向がどうなっているかですね。それから、もう一つは、住民の関心は、一関と大東のごみの袋はどうかと、東の方は5種類、それから一関は1種類の袋だというふうに言われて今やっていますが、この徹底したごみの分別収集ということをするには、一つの袋でもできるのかどうか、将来、一関、大東の統一的な取り扱いまで考えているのかどうかですね、その点も伺いたいと思います。

議案第4号の介護特別会計の部分について伺いますが、1款1項の保険料についてであります。介護保険事業計画書の63ページでは、予定収納率を99%としています。平成21年度予算ではこの部分は何%と見ての予算なのか、また、滞納率は何%か。単純に滞納繰越分400万円のところだけ見ると3%ぐらいにしかありませんが、先ほどの質疑のなかで、滞納繰越分については結果的に16.2%ぐらいになっているようですが、この3%、国が介護報酬で3%アップしたことによって平成21年度予算にどのようにそれが反映されたのかですね。国の方針は在宅系統に1.7%、施設系統に1.3%の配分とされていますが、この在宅介護報酬のどの分野になるのか、施設介護ではどの分野に配分されて、いずれにしても、これで十分な報酬引き上げが可能であるのか、そして、それが人材確保に本当につながるのか、この疑問があるわけですが、そのことについて伺いたいと思います。

それから、去年の11月12日の衆議院の厚生労働委員会のなかで厚生労働大臣は、この3%アップ分については、介護現場に働く人の処遇改善に確実に結びつけることが必要だというふうに答弁していますが、本当にそのとおりになっているのか伺います。

それから、44ページから45ページに包括的支援事業費のなかで、先ほども一般質問があったわけですが、この介護保険事業計画では3職種の配置が必要と、いわゆる保健師、主任介護専門員、社会福祉士というものが必要となっていますが、結果的に現在は11人の資格者がいると、それぞれにですね。先ほど答弁ありましたが、これがこの事業計画の最終年度、平成23年度までに7カ所の包括支援センターにきちんと配置できるという見込みがあるのか、私どもは、公営である、それから民間であるにしても、確実に確保すべき要件ではないかというふうに思いますが、それができるといふことの見通しがあるのか伺いたいと思います。以上です

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず、初めに、一関、大東清掃センターの委託料にかかわる部分でございます。

初めに、施設運転管理業務にかかわっての従業員の人数、そして職員の業務と委託業務の範囲について申し上げます。

一関清掃センターにおけるごみ焼却施設運転管理業務委託では、受託従業員が19人、業務につきましては、計量を除くごみの受け入れと焼却施設運転管理及び一部の維持管理を行っております。また、リサイクル受け入れ、手選別等業務委託では、受託従業員数は17人でございます。業務につきましては、収納業務を含む受付、焼却施設を含む計量、受け入れ、手選別及びプレス作業等を行っております。リサイクルプラザにおける施設運転管理業務は、職員4名で行っているところでございます。

大東清掃センターであります。ごみ焼却施設運転管理業務委託では、受託業者従業員数は15人で、施設運転管理及びリサイクル施設を含む計量、徴収業務を行っております。また、リサイクル施設運転管理業務委託では、受託従業員数は13人で、粗大処理施設及びプラスチック製容器包

装施設運転管理業務を行っているところでございます。ごみ焼却施設、リサイクル施設の受付、受け入れ業務につきましては、職員2名で行っているところでございます。

それと、指揮命令系統というお話がございました。ごみの減量の動向につきましてもお話がございました。資料を取り寄せたいと思いますので、この点についてはちょっとお待ちいただきたいと思います。

それと、ごみ袋の統一というようなお話でございます。指定ごみ袋の統一につきましては、施政方針のなかでも含めておりましたが、一関清掃センター管内1種類、大東清掃センター管内5種類あるわけですが、これの統一につきましては、住民の方々等からいろいろご意見をいただきました結果、現行どおり進めていこうというような考えになったところでございます。

次に、議案第4号に移ります。予定収納率についてでございます。

介護保険事業計画におきましては、99%を予定収納率といたしたところでございますが、平成21年度の現年度分の特別徴収と普通徴収を合わせた予定収納率であります。この予定収納率につきましては、平成18年度の決算、平成19年度の決算を参考にいたしました。

介護報酬改定で3%のアップが平成21年度予算にどのように反映されたかということについてでございます。

改定になりました介護報酬につきましては、それぞれの給付実績の内容に加えて想定されます増額分を反映させ、介護給付費を積み立てしたところであります。第4期計画分にありましては、当組合での平均改定率は2.96%となっております。

特徴的なものでございますが、利用の多い訪問介護におきましては、身体介護の30分未満の単位数の増額、231単位から254単位になっております。生活援助の1時間未満の単位数が増額となっております。208単位から229単位となっております。また、介護老人福祉施設における入所者のうち要介護4及び5の割合が50%以上で、介護福祉士の割合が高い場合、新たに22単位加算や夜勤の体制が基準より1名多い場合の加算、新たに22単位加算などがあります。

介護保険事業計画で3職種の配置が必要とされているが、平成21年度予算ではどのくらい達成かというようなことでございますが、地域包括支援センターを委託するにあたりまして懸念される点は、3職種を確保できるかどうかというようなことであります。平成20年12月16日に開催いたしました、居宅介護支援事業所及び在宅介護支援センター設置者に対する説明会にありまして、同様のお話があったところでございます。原則的には保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員ですが、保健師の確保が困難である場合、地域ケア、地域保健、介護予防支援業務の経験がある看護師でも対応が可能でございます。また、社会福祉士の確保が困難である場合にも、介護支援専門員の業務経験を3年以上有し、高齢者の保健福祉に関する相談業務が3年以上有する場合には対応が可能とされているところでありますので、要件の緩和により確保できるものと考えているところであります。

委託事務を進めるにあたりましては、あらかじめ受託を希望する法人へ説明を行いながら、円滑な業務の開始につなげてまいりたいと考えております。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 一つは、分別収集の徹底によって焼却するごみの量が減るのではないかとということに対する答弁がなかったもので、その傾向として、徹底すれば必ず焼却する分は減らなければおかしいわけですよね。だから、その辺はどういう実態になっているか。それによっては、やっぱり、袋が5つあった方がいいか、1つでいいかということの差が出てくると私は思うので、

その減少量ですね。本当に、分別収集によっての効果が上がっているのかどうかというところが、一般の消費者にとっても一番重要なところなので、答弁をきちんとしていただきたい。

それから、人材確保に確実につなげるようにという厚生労働大臣の答弁によって本当に、さっきの答弁だと、保健師がいない場合は社会福祉士の経験者のなか、または看護師の経験のある方からという、それはそれなりの見込みが立つのかどうかはいずれにしても、そういうことによって資格者を確保するという、これは今の答弁だと不安が残るなど、本当の意味でね、保健師にかわる部分をほかの看護師とかそういうものが確実に雇えるのかということについての見通しが無いとうまくないと思うんですが、本当に、確実にそれはできるというふうに見ていいのか、これからいろいろ探さなければ手当てできないというのか、この第4期の計画が、本当の意味で計画どおり達成するには、その辺が大きなポイントになるというふう思うので、再度お聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 当局にお願いしますが、もう少し時間を気にしながら簡潔明瞭に答弁してください。

中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 可燃ごみの対比でございます。平成19年度と平成20年度、4月から1月分でございますが、一関清掃センターにおきましては の2,147トンでございます。大東清掃センターにおきましては の1,530トンでありまして、合計いたしますと3,678トンの減というような状況になっております。それで、分別収集がというようなことでございますが、分別収集を進めますと、当然可燃ごみというのは少なくなってくるものと考えております。

それと、指揮命令系統でございますけれども、朝礼時に開催しておりますけれども、一日の業務内容、業務責任者等確認をしております。

介護報酬の反映、従事者への反映といいますが、そのようなことでございます。サービス事業者の経営状態は一律ではなくて、さまざまな経営状態のものが混在しているというようなことで考えております。介護職員のほかに施設長、相談員及び事務職員が配置されていることを考えてみても、介護職員の給与がどの程度上昇するのかについては、想定は難しいところでございますけれども、処遇改善につながることを願っているところでございます。

それと、平成23年度までの見通しというようなことでございます。先ほども申し上げましたが、要件の緩和により確保ができるのではないかと考えております。

以上です。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質問を終わります。

次に、15番、小野寺藤雄君。

15番（小野寺藤雄君） 議長さんに注意をされないように質問したいと思います。

簡潔に1点のみ質問をいたします。

議案第3号に関連するんですが、火葬場管理費に関連してお伺いします。

1月13日の朝日新聞ですが、見出しに、公営火葬場、遺灰ビジネス、金歯や硬貨回収財源という見出しがございます。小さくは、遺族には知らされずということまで含めて書いているんですが、この記事はコピーして事務局の方におあげしておりますので、中身はとくにご存じだろうと思っておりますし、それなりに対応については内部で検討しているだろうと思っておりますから、くどくど申し上げません。ちょっとだけ読ませていただきますと、例えば東京などではその貴金属を売って300万円とか、名古屋とか年間1,000万円の収入を得ていると、こういうふうな記事がござ

いました。そこで、我が一関地域の組合ではどのような対応になっているのか、また県内の状況など、もし把握できている部分があれば、その辺のご紹介もお願いしたいと思います。

以上です。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） それでは、遺灰に含まれます貴金属の取り扱いについて申し上げます。

まず、斎苑業務のなかでの遺灰の取り扱いであります。金属類や硬貨などを納棺した場合、炉内の熱により金属等が溶解し、台車の損傷等の原因のもとともなりますことから、棺に納めないように遺族の方にご協力をお願いしているところでもあります。なかには、両斎苑での遺灰のなかに金属類などが含まれている場合がございます。

その金属類の取り扱いであります。炉内の高熱により金属類は原形をとどめない状態にあります。個人の遺品と判別できるものにつきましては、ご遺族に納めていただいているところではありますが、台車や化粧砂に付着したり、また判別できないものにつきましては、遺灰として処理しているところでもあります。

次に、遺灰の処理方法についてであります。

遺灰の処理につきましては、民間の事業者による委託しているところでもあります。遺灰は斎苑内の供養塔に納めて、年に数回業者に引き渡しをしております。遺灰は、収骨前の準備段階、収骨時、火葬後の炉内清掃とそれぞれで発生しております。その量につきましては、平成19年度の実績で申し上げますと、釣山斎苑が約2,200キログラム、千厩斎苑が約1,700キログラムとなっております。

次に、委託業者における遺灰の処理方法についてであります。

委託業者では全国の自治体から集められた遺灰を、2段階の手選別処理を経て、金属類と遺灰とに選別した後、金銀などの金属類は売却している状況にあります。残りの遺灰につきましては、定期的に供養・埋葬しているとのことでもあります。

県内各市の処理方法でありますけれども、当組合と同様に処理を委託しているのが11市、独自に処理しているのが1市でありまして、遺灰を売却しているところはないと伺っております。

以上です。

議長（菅原啓祐君） 15番、小野寺藤雄君。

15番（小野寺藤雄君） 内容わかりました。ただ、確かに原形をとどめないということはわかりませんが、私は、残るのではないかという思いをしているんです。ほかでなんか残っていますよね。そして、あれなんかは遺族の方におあげをしているというのは、しばしば目にしております。しかし、金歯とか、あるいは指輪は入れないと思うんですが、恐らく、金歯の方が多いんだろうと思うんですが、そういうものは、形は変わってもやっぱり残るのではないかという思いがします。現に、さっき紹介したように、よその方の自治体、火葬場の方では、そういうものを回収して処分をして換金しているわけですから、やっぱり、もう少し業者とその辺は吟味するというか、詰めてみた方がいいのではないかと思います。

千厩の方なんです。私のところに手紙をよこしております。やっぱり、遺族が亡くなって、金歯6、7本の方が亡くなって火葬したんだそうなんですが、恐らく、出てくるんだろうというふうに思っていたら、担当者の方から遺族の方に何もその旨の話もなかった、見てもそれらしきものもなかった、極めて不思議だということなんですね。ですから、もう少しそこは委託業者の方と詰めて、もう少し吟味して、こういうすっきりしない遺族の方もいるわけですから、はっきりし

た扱いについて、やっぱり考え方を示しておくべきだというふうに思いますので、ここは要望をしておきたいと思います。以上です。

議長（菅原啓祐君） 以上で小野寺藤雄君の質問を終わります。

次に、2番、神崎浩之君。

- 2番（神崎浩之君） 40ページ、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰り入れ金の関係なんですが、平成21年度は、先ほどの基金から活用するのはこの部分だけなのかということなんです。今回はこれから出てくる補正でまずお金を入れて、そこから来年度ということで、非常に、条例もあったりして質問の組み立てがちょっと大変だったわけなんです。8,200万円ほどですよ、基金に入れるというのはこれから出てくるわけなんです。そのなかからどういうふうに3年間使っていくのかということで、平成21年度にはこの8款3項というふうなところで出てきているわけなんですけれども、その平成21年度この財源を使って活用していくのはどういうふうなものがあるのかとか、先ほど保険料の軽減以外に使える金額があるということだったんですが、それも踏まえて、どう平成21年度活用していくのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 議案第2号でも申し上げましたが、報酬改定に伴う保険料の軽減措置につきましては、平成21年度から平成23年度までの3年間の介護保険料の軽減措置を平準化したところでございます。平成20年度に基金として積み立ていたします介護従事者処遇改善臨時特例交付金の基本枠7,330万6,000円のうち、平成21年度に2,400万円取り崩し、後年度においても同様に取り崩しを行う予定としてございます。

その他枠分、事務的経費といいますが、その他枠分の基金からの取り崩しでございますが、その他枠の具体的な用途につきましては、予算の編成時点までは国の方から示されなかったことから、当初予算にこの取り崩しについては計上しなかったところでございます。現在、用途につきましては示されておりますので、今後、活用方法につきましては詰めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質問を終わります。

以上で質疑を終わります。

（「議長」と呼ぶ者有り）

11番、鈴木英一君。

- 11番（鈴木英一君） 議案第3号、第4号一括の採決ではなくて、第3号、第4号個別に採決をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく配慮お願いしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） ただいま、鈴木英一議員より、第3号、第4号をそれぞれ個別に採決をしてほしいという要望でございますが、それにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議がないようですので、さよう決めます。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決しました。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長(菅原啓祐君) 日程第9、議案第5号から日程第10、議案第6号まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第5号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、施設における光熱水費の追加など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額773万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億8,610万2,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は第1表のとおりで、総務費23万6,000円、衛生費750万円を増額いたしました。

これを賄う財源といたしましては、財産収入23万6,000円、繰り入れ金750万円を増額いたしました。

次に、議案第6号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護従事者処遇改善臨時特例基金への新たな積み立て及び介護保険事務支援システムの改修費の追加など、所要の補正をしようとするものであります。

3ページをお開き願います。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、8,573万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億2,932万円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別補正額は第1表のとおりで、総務費1,706万2,000円、基金積立金8,344万9,000円をそれぞれ増額し、地域支援事業費1,477万2,000円を減額いたしました。

これを賄う財源といたしましては、国庫支出金8,453万3,000円、財産収入120万6,000円を増額いたしました。

以上2件につきましては、事務局長から補足説明をいたさせます。

議長(菅原啓祐君) 中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) 議案第5号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目総務管理費の積立金にありましては、財政調整基金積立金の利息額を財政調整基金に積み立てしようとするものであります。この積み立てによる平成20年度末

の同基金残高見込み額は1億211万円ほどとなる見込みでございます。

3款3項1目一関清掃センター費及び2目大東清掃センター費の需用費にありましては、原油等価格の高騰に伴い、電気料金が引き上げ改定されたことにより増額するものであります。

これを賄う財源といたしましては、6ページになりますが、4款1項2目利子及び配当金においては、財政調整基金積立金の利息額となっており、6款1項1目財政調整基金繰り入れ金においては、同基金を取り崩し充当しようとするものであります。

議案第6号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

補正予算書の11ページをお開き願います。

初めに、歳出の増額補正についてであります。1款1項1目総務管理費のうち13節委託料につきましては、制度の改正などに伴う介護保険事務支援システムを改修するものであり、その内訳は、介護保険システム改修、訪問調査端末システム改修、認定調査審査会システム改修であります。

4款1項1目基金積立金にありましては、介護給付費準備基金積立金の利息額を積み立てしようとするものであります。この積み立てによる平成20年度末の同基金残高見込み額は8億548万円ほど見込んでおります。2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金にありましては、議案第1号にて申しあげました基金への積み立てでございます。

次に、減額補正であります。

1款1項1目11節及び12節、1款3項1目、12ページとなりますが、5款1項1目につきましては、決算見込みにより減額するものであり、増額補正の財源へ充当するものであります。

これを賄う財源といたしましては、10ページになりますが、4款2項4目介護保健事業費補助金の対象経費にありましては、介護保険事務支援システム制度改正対応改修費のうち、介護報酬改定に伴うシステム改修費となっており、補助率は2分の1であります。

4款2項5目介護従事者処遇改善臨時特例交付金にありましては、介護保険料軽減分として7,330万7,000円、事務的経費として893万6,000円を見込んでおります。

7款1項1目利子及び配当金にありましては、介護給付費準備基金積立金の利息額であります。以上であります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 11ページの介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金関係なんですけれども、今回の全体、介護報酬3%を上げるということで、その分が市町村なり保険者に来るわけなんです。この8,200万円というのが広域行政組合の試算として妥当な金額なのかなというのをちょっと確かめたいんですよ。

介護保険事業計画の63ページの下の方にあるわけなんですけれども、処遇改善による改定増分ということで、そして交付率、そして交付金の金額が7,300万円というふうに、これは国の基準と書いてあるんですね。ということで、国の方の計算で、この管内には第1号被保険者の分として7,330万円ということになって、その他経費も合わせて今回8,200万円というのが入るわけなんですけれども、その下には処遇改善による改定増分とかいろいろ書いてありまして、保険料必要額というのが1億5,200万円ということでいろいろありまして、保険料が月113円上げなければならぬんだよと。それに対して、国の方から交付金が来ますので58円で済んでいるんですよと

いうふうな書き方になっているわけなんですけれども、これについては介護報酬が上がった分の増の分と、それから住民の皆さんが介護サービスを多く使うというふうなことで、保険料が上がっている分だと思いますけれども、先ほど言いましたように、国の基準と当組合の試算とこの金額というのが妥当なのかどうか、それから国の交付率の8.4%というのはどういう考えなのか、これについてお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 休憩いたします。

休憩 午後3時6分

再開 午後3時8分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川事務局長次長。

事務局長次長（及川達雄君） それでは、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の、国とそれから当組合で算出した違いについてですが、金額にしますと、改定分の増ですが、約3,000万円ほど当組合では多く試算しております。これは、サービスの内容によりまして改定率が非常にバラバラでございます。例えば、施設系で基準より多くの方が夜泊まりますと加算されるとか、そういったのがありますので、それらを今までの実績に比べてうちの方では出してみました。それがこの額ですし、あと国で出しました8億6,900万円については、ワークシートを使いまして出した数字でございます。そういったことで、その差が出たというような内容でございます。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） その辺が一番心配だったんですね。国の方は3%上げますよということで、その分は国で見ますよということだったので安心していただけなんですけれども、やはり、今の話を聞きますと、やはり、この地域の積み上げた金額より国から来るお金は少ないということですよ。その分については、あとから精算払いとかそういうようなことはあるんでしょうか。というか、これ、私、本当に介護保険の始まる時から、施設にしても在宅の事業者についても、賃金が低いということなんですよ。それは、介護報酬が低いからだと、介護報酬を上げると保険料に跳ね返るからだよというふうな、今、国が言っているわけなんです。それを、保険料を、保険料で賄わないで、公費をいっぱい投入して介護報酬も上げて、かつ保険料に跳ね返さない方法はないのかなというふうなずっと言っていたわけなんです。そのなかで、こういう方法をやると国はとってきたなというふうな思っているんですね。

それで、今後、この新しい10年のなかの画期的な初めての取り組みなものですから、やっぱり、検証しなければならないと思うんですね。それで、実態がどうだったのかというのを国に言って、そして、さらに5期の計画にもこういうような仕組みを続けていっていただきたいと思うわけなんです。そんなことで、特に、しつこく聞くわけなんですけれども、あとから精算というふうなことなんかもあるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 及川事務局長次長。

事務局長次長（及川達雄君） それでは、お答えいたします。

特例交付金、3年後に、この計画が終わった時点で精算されるのかということなんです。一応基本的には精算なっておりますが、交付金はこれ以上は出せないと、ワークシートで計算した分が限度だというふうな内容でございます。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

議案第5号、第6号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、以上2件は、原案のとおり可決されました。

議長(菅原啓祐君) 日程第11、議案第7号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第7号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、岩手中部地区広域市町村圏事務組合の脱退及び盛岡地区衛生処理組合の加入等の協議に関し、議決を求めるものであります。

議長(菅原啓祐君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 以上で終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

まず、議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長(菅原啓祐君) 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

浅井管理者。

管理者(浅井東兵衛君) 第8回組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会において平成21年度当初予算ほか条例改正等、慎重審議の上ご賛同賜りましたことに対しまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会で賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、平成21年度の組合運営に資してまいりたいと存ずる次第であります。

議員各位の一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 第8回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は会期を本日1日間とし、平成21年度一般会計、介護保険特別会計予算、条例の制定及び一部改正並びに平成20年度一般会計、介護保険特別会計補正予算などの諸案件が、終始真剣な審議によりすべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と浅井管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

施政方針に対する質疑や議案の審議を通して、各議員から開陳されました意見等については、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政各般にわたりその向上が期されるよう一層の熱意と努力を払われることを念願するものであります。

一関地区広域行政組合も設立から3年目を迎えようとしておりますが、順調に運営されておりますことはご同慶の至りであり、管理者を初め職員の皆様に対し改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、介護保険事業にあつては、平成21年度から第4期事業計画により運営されることとなりますが、人口減少が進むなか、高齢者数の増加に伴い要介護認定者も増加基調に推移することが見込まれておりますが、介護保険の基本理念とする、介護が必要になっても尊厳を維持し、それぞれの状態に応じた日常生活を営むことができる社会の構築に意を払われんことを望むものであります。

また、環境衛生事業の運営にあつても、課題も山積いたしておりますことはご案内のとおりであります。

構成市町民の福祉増進のため、今後、さらに広域行政組合当局と一体となり努力してまいり所存でございます。

終わりに、今議会の運営にご協力賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に厚く感謝を申し上げまして、今定例会閉会にあたってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） これをもって、第8回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午後3時22分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 菅 原 啓 祐

一関地区広域行政組合議会議員 阿 部 正 人

一関地区広域行政組合議会議員 佐々木 清 志